## 資料一覧

# 第2回 松戸市庁舎整備検討委員会 令和4年7月5日

<b>次小八 1</b>	- ハニナウ本数は投斗系具の皮はあめのルフタル	- ヘ・ハー
<b>H 1 1</b>	松口用厅一整幅桶到少自气停喂男前八尺下条厂	) ( ) (
資料1	松戸市庁舎整備検討委員会傍聴要領の改正案に	_ フぃ・し

資料2-1 市役所機能再編整備基本構想(案)(抜粋)

資料2-2 庁舎本館・新館耐震改修工事に伴う設計委託

庁舎 新館の耐震補強について(Is:0.90)制震構法による場合

資料2-3 現在の市役所の課題と検討経過の整理

資料3 市民アンケートについて

資料4 職員アンケートについて

資料 5 庁舎整備検討委員会の今後のテーマ及び進め方について(予定)

## 第2回 松戸市庁舎整備検討委員会

日 時:令和4年7月5日(火) 18時から

形 式:オンライン会議

傍聴場所:松戸市役所議会棟3階 特別委員会室

## 次 第

- 1. 開会
- 2. 定数報告及び議題等について
- 3. 公開・非公開、撮影の許可の確認
- 4. 松戸市庁舎整備検討委員会傍聴要領の改正案について
- 5. 議題1:「市庁舎の建替えの必要性について」
- 6. 議題2:「市民アンケートについて」
- 7. その他
- 8. 閉会

## 松戸市庁舎整備検討委員会傍聴要領の改正案について

#### 1. 変更内容

傍聴要領第4条第6号に規定する、傍聴者の遵守事項の「会議終了後、閲覧に供した会議資料を事務局の職員に返却すること。」を削除し、実質的に会議資料を持ち帰りができるようにするもの。

#### 2. 変更理由

令和4年6月1日付け「審議会等の会議の公開に関する要綱」の改正により、傍聴者への会議資料については、「原則閲覧」から「閲覧または提供」に改正されたため、「松戸市庁舎整備検討委員会傍聴要領」についても所要の改正を行う必要が生じたため。

#### 3. 新旧対照表

改正前	改正後
(傍聴者の遵守事項)	(傍聴者の遵守事項)
第4条 傍聴者は、会議を傍聴す	第4条 傍聴者は、会議を傍聴す
るにあたっては、次の事項を遵	るにあたっては、次の事項を遵
守すること。	守すること。
(1) ~ (5) (略)	(1) ~ (5) (略)
(6) 会議終了後、閲覧に供した 会議資料を事務局の職員に返 却すること。	
	附 則 この要領は、令和4年7月 日か
	ら施行する。

# 市役所機能再編整備基本構想(案)

~これからの社会に求められる市役所の 「あり方」や「機能」の"再構築"を目指して~

令和 年 月

松戸市

#### 1. 市役所の機能

市役所は、多様化する行政需要に対応した市民サービスを提供するための総合的な市政運営の拠点としての機能を果たし、市民生活を支えていかなければなりません。

また、災害発生時には、災害対応拠点として機能し、国や県をはじめ、市内外の関係団体などとの連携を図るとともに、様々な情報を収集・分析し、伝達・発信を行います。

現在の庁舎(本館)に移転した昭和34(1959)年は、人口約7万8千人に対し、11課166人の職員が行政サービスを行っていましたが、新館が建設された昭和44(1969)年には、人口が約23万人となり、11部50課1,043人の職員が、公共施設やインフラ整備など、急激に増大した業務にあたりました。

別館が建設された昭和58 (1983) 年には、人口が約42万人と倍増し、市民が求める行政サービスも多様化したことから、19部93課2,769人が業務にあたり、その後も、人口増加や社会情勢の変化に伴い多様化する行政需要に対応するため、組織の強化を図り、また、プライバシーに配慮した相談スペースを確保したことなどから、執務室などの面積が不足し、現在では、京葉ガスF松戸ビル(平成3(1991)年、平成5(1993)年)と竹ケ花別館(平成27(2015)年)の2か所(3棟)を借上げています。

令和 2(2020)年には、15 部 100 課 2,579 人となり、きめ細やかな行政サービスの提供を 目指しておりますが、結果として、庁舎の狭あい化が進み、必要な窓口カウンターや十分な待 合スペースの確保が難しく、充実した行政サービスを行うためには隣接すべき部署の配置も分 断されるなど、市民の利便性の低下にもつながっています。

また、狭あい化による機能の分散は、行政効率の低下を招く要因となっていることから、市 役所施設及び機能の課題について、「老朽化」・「分散化・狭あい化」・「バリアフリー」・「耐 震性能・災害対応」の4つの視点で整理しました。

※組織数、職員数は、企業会計(病院・水道)・消防を除く

## 2. 市役所施設の現状

本市の現在の市役所庁舎は本市西部に位置し、公共交通機関の主要駅である JR 松戸駅を中心とした市街地に隣接しています。

現在の本庁舎の敷地内には、本館・新館・議会棟・別館の4つの建物が配置されており、本館が建築後60年、新館は建築後50年が経過し、最も新しい別館においても37年が経過しています。また、本市では、人口の増加、行政需要の拡大などに伴い、業務量や職員数が増加し

たことにより、現在の本庁舎の狭あい化が進み、本庁舎以外にも、複数の庁舎が必要となりました。そのため、本庁舎の敷地外に5棟の分庁舎があり、市民サービスが分散化されています。



図 1-3-1 現在の市役所庁舎位置図と面積



図 1-3-2 本館・新館・議会棟・別館の配置

## 3. 市役所施設及び機能の課題

現在の本庁舎は、施設の老朽化、分散化・狭あい化、耐震性能など、継続運用していくにあたり様々な課題を抱えています。

現在の本庁舎の主な課題を次の通り整理しました。

## (1)施設・基幹設備の老朽化

本館は建築後60年、新館は50年が経過し、建物本体及び設備の老朽化が目立ちます。本市では、来庁者の安全確保の観点から適切な維持管理を行うとともに、快適性向上に向け、空調機やボイラー、給排水管などの設備改修工事も適宜行っており、バリアフリー化への対応も進めているところです。

しかし、建物本体は屋根や外壁といった外回りを中心に劣化が著しく、漏水や結露、腐食に よる錆の発生など、業務に支障を及ぼしかねない状況にあります。

また、本館は鉄筋コンクリート造の耐用年数である 60 年を経過したことから、コンクリートの中性化が進み、躯体の性能自体が低下している可能性があります。

近年の本庁舎の修繕費については、基幹設備である給排水や空調設備の老朽化に伴い毎年多 くの経費を必要としており、直近5年間の修繕費総額は、約4億6千万円となっています。

来庁者の安全を確保し、快適な庁舎の環境を維持するためには、今後も多額の経費が必要となります。

また新館では、空調機械室の更新スペースや天井内スペースの不足により、空調機器の更新が行われていないため、空気環境の調整が困難で、来庁者に快適な環境が提供できない状況にあります。空調機器の更新は将来的に行う必要がありますが、多額の費用が生じる見込みです。

## (2) 市役所施設の分散化・狭あい化による市民サービスの低下

本市では、人口の増加、行政需要の拡大などに伴い、業務量や職員数が増加したことにより、現在の本庁舎の狭あい化が進み、本庁舎以外にも、複数の庁舎が必要となりました。

松戸駅周辺には、本庁舎の敷地外に5棟の分庁舎があり、市役所の機能が分散化されています。また、そのうち3棟が民間建物の借上げ庁舎となっていることから、賃借にかかる経費が継続的に生じている状況です。

市役所の機能の分散化・狭あい化により、主に以下のような課題が生じており、市民サービスの低下につながるとともに、行政事務の効率化を阻害する要因にもなっています。

- ・現在の本庁舎は継ぎ足しで建築されているため、来庁者の目的に応じて建物が変わり、 場所がわかりづらい
- ・来庁者が、複数の案件を一つの建物だけで処理できない
- ・職員や書類の分散、職員数や書棚などの増加に伴う狭あい化による執務の非効率
- ・狭あいでプライバシーを保護する個室や相談窓口を十分に設置することが困難
- ・個室や相談窓口が少ないため、来庁者を長時間待たせるなど、配慮が不十分
- ・来庁者と職員の動線が混在し、利便性やセキュリティに支障
- ・3棟の借上げ庁舎に、毎年約1億7千万円の借上げ料を支払っており大きな経済的負担

### (3) 多様な市民が利用可能なバリアフリーの対応不足

公共施設である市役所には、高齢者や障がいのある方の利用に配慮したバリアフリーへの対応が求められますが、現在の本庁舎の建築時は、バリアフリー基準が定められる以前であり、車いす利用者への配慮もなかったことから、現在は階段に車いす用昇降機を設置するなど改善を図っています。

しかし、現在の本庁舎は、本館・新館・議会棟・別館と継ぎ足しで建築されたことから複雑な構造となっています。各建物は、連絡通路で結ばれているものの、連絡通路の手前に階段があることや、通路が狭あいで車いす利用者の通行に支障があること、障がいのある方に配慮された設備となっていないトイレがあるなどの課題があります。

加えて、松戸駅からの来庁者は、傾斜のあるスロープか階段を使用して本庁舎に入ることと なりますが、バリアフリーへの配慮が十分でない点もあり、エレベーターやエスカレーターの 設置などを含め改善が必要な状況です。

# (4) 耐震性能の不足・災害対応機能としての立地(位置・スペース)の課題

本庁舎は、震災などの大規模災害が発生した場合、災害対策本部 1として市民の安全・安心を 確保するための施設となります。

現在の本庁舎は、別館を除く3棟が旧耐震基準2による建築であり、特に本館・新館の構造耐震指標(Is値)3は0.3と、大規模地震の際には倒壊の危険性があります。

文部科学省・地震調査研究推進本部によると、南関東でマグニチュード 7 クラスの地震が、 今後 30 年以内に 70%の確率で起きると予測されています。本館・新館が倒壊した場合、市役 所の機能は停止し、市民にも多大な影響を与えることが予想されます。

また、災害対応において、発災後3日までの間が重要であり、この間は、市役所は自らの備蓄物資や協定団体からの支援物資を受け入れるとともに、各避難所に対し、公用車などを用いて、物資を運搬する業務を行います。しかし、現在の限られた市役所敷地では、国・県・協定団体(自治体、民間企業)からの多くの応援を受けるためのスペースが十分確保できない状況です。

さらに、平成 27 (2015) 年度の水防法改正を受け、平成 29 (2017) 年 7 月に、国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所が公表した、想定最大規模の降雨に伴う「利根川水系江戸川洪水浸水想定区域」に基づき大規模な水害が発生した場合、市役所周辺の浸水が想定されることとなりました。この場合には、現庁舎周辺道路の浸水深想定では、松戸新京成バス岩瀬十字路バス停北側交差点付近で 50 センチメートルから 3 メートル未満、松戸市役所交差点付近で 50 センチメートル未満となっており、現庁舎周辺の道路の浸水により、市役所周辺の道路が人の通行はもとより車両の通行に適さなくなり、災害時の緊急輸送道路である国道 6 号などを通じた受援・応援が困難となります。こうした事態が予想される場合においては、市の防災計画に基づき予め災害対策本部の機能を消防局などに移し災害対応を行わざるを得ない状況

 Is 値が 0.6 以上
 倒壊、又は崩壊する危険性が低い

 Is 値が 0.3 以上 0.6 未満
 倒壊、又は崩壊する危険性がある

 Is 値が 0.3 未満
 倒壊、又は崩壊する危険性が高い

第1章 市役所機能に関する検討経過と課題

<sup>1</sup> 災害対策本部: 災害時に対策を決定し、指揮をとる本部。大規模な災害発生時の対策・指揮をとるところで、災害発生直後 に設立される部門であるが、災害の規模、種別などによりその役割・内容は大きく異なる。また、設置され る場所・所属なども多数となる可能性がある。(松戸市地域防災計画より)

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 旧耐震基準:建築基準法により定められている耐震に関する基準であり、昭和 56 年 6 月以前に着工された建物に適用されている。(一般財団法人 日本耐震診断協会より)

<sup>3</sup> 構造耐震指標 (Is 値): Is 値とは耐震性能を表すための指標であり、地震力に対する建物の強度、靱性(じんせい:変形能力、 粘り強さ)を考慮し、建築物の階ごとに算出する。「建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修 促進法)」の告示(平成 18 年度国土交通省告示 第 184 号と 185 号)により、震度 6~7 程度の規模の地震に対する Is 値の評価については以下の様に定められている。

## 1. 市役所施設の現状

表 4-2-1 庁舎の面積と分類

	施設名	延床面積	分類
本	本館	3,683 m	市保有
庁舎	新館	11,894 m	市保有
本庁舎敷地内	議会棟	3,868 m	市保有
内	別館	3,759 m²	市保有
	計	23,204 m	
	京葉ガス F 松戸ビル	1,733 m	民間借上げ
本庁	京葉ガス F 松戸第二ビル	1,094 m	民間借上げ
本庁舎敷地外	竹ケ花別館	1,045 m	民間借上げ
地外	中央保健福祉センター	881 m	市保有
	衛生会館	1,841 m	市保有
	計	6,594 m	
	合計	29,798 m	

#### 敷地の概要

表 4-2-2 本庁舎の敷地概要(令和2(2020)年4月1日現在)

所在地	松戸市根本 387 番地の 5 他	
所有者	松戸市	
敷地面積	15,158.87 m <sup>(</sup> 実測)	

表 4-2-3 本庁舎の建物概要(令和2(2020)年4月1日現在)

#### 本館の概要

構造	鉄筋コンクリート造、地上 3 階、地下 1 階、高さ 20.5m	
建築面積	1,141.07 m <sup>2</sup>	
延床面積	3,683.63 m <sup>2</sup>	
竣工	昭和 34(1959)年 5月6日	
経 過 年 数	61 年	
I s 値	0.3	

第4章 資料編

#### 新館の概要

構造	鉄骨鉄筋コンクリート造、地上 10 階、地下 1 階、高さ 44.9m		
建築面積	1,617.80 m <sup>2</sup>		
延床面積	11,894.45 m <sup>2</sup>		
竣工(1 期)	昭和 44(1969)年 5月 31 日 (B1 階~4 階)		
竣工(2期)	<mark>昭和 45(1970)年</mark> 5月 31 日(5 階~10 階)		
経 過 年 数	51 年		
I s 値	0.3		

## 議会棟の概要

構造	鉄骨鉄筋コンクリート造、地上4階、地下1階、高さ22.6m	
建築面積	981.00 m <sup>2</sup>	
延床面積	3,868.00 m <sup>2</sup>	
竣工	<mark>昭和 53(1978)年</mark> 10 月 31 日	
経過年数	42年	
I s 値	0.71	

## 別館の概要

構	造	鉄筋コンクリート造、地上4階、地下2階、高さ20.2m	
建築面	積	662.58 m <sup>2</sup>	
延床面	積	3,759.52 m <sup>2</sup>	
竣	I	<mark>昭和 58(1983)年</mark> 1 月 31 日	
経過年	数	37年	
I s	値	- (新耐震設計)	

#### 駐車場

・一般来庁者用駐車場、公用車等駐車場 280台



図 4-2-1 本館



図 4-2-3 議会棟



図 4-2-2 新館



図 4-2-4 別館

30 第4章 資料編

## 2. 市役所施設及び機能の課題

## (1)施設・基幹設備の老朽化



図 4-2-5 外壁の状況



図 4-2-7 錆びついた給水管



図 4-2-6 内壁の損傷



図 4-2-8 堆積物による排水管詰まり

表 4-2-4 庁舎修繕費(改修工事請負費含む)の年度別推移

年度	修繕費総額	主な使途
平成 26(2014)	約 243 百万円	<ul><li>・本館新館柱補強その他工事</li><li>・別館3階系統空調機改修</li></ul>
平成 27(2015)	約 83 百万円	・議会棟特別委員会室個別空調改修 ・別館 2 階空調機改修 ・新館 7 階大会議室個別空調 ・新館空調系修繕
平成 28(2016)	約 23 百万円	・立体駐車場修繕
平成 29(2017)	約 50 百万円	・別館エレベーター改修工事 ・本館階段昇降機設置
平成 30(2018)	約 64 百万円	・議会棟熱源設備修繕 ・新館汚水管修繕
合計	約 463 百万円	年平均約 93 百万円



図 4-2-9 柱補強工事の状況



図 4-2-10 柱補強工事の状況



図 4-2-11 更新時期を迎える熱源設備



図 4-2-12 老朽化する空調関連設備



図 4-2-13 旧式電気設備



図 4-2-14 立体駐車場の腐食

32 第4章 資料編

## (2) バリアフリーの対応不足



図 4-2-15 階段昇降機



図 4-2-17 狭あいな通路



図 4-2-16 階段でつながる連絡通路



図 4-2-18 階段を使用して庁舎へ

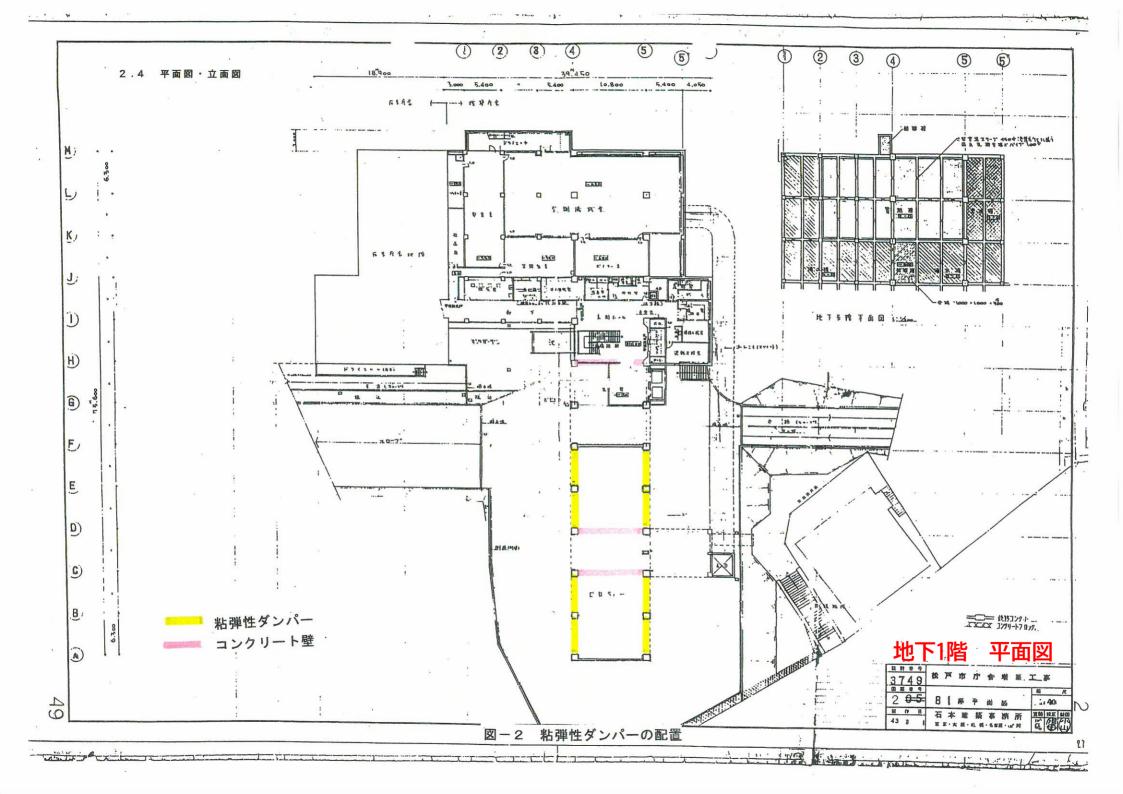
33 第4章 資料編

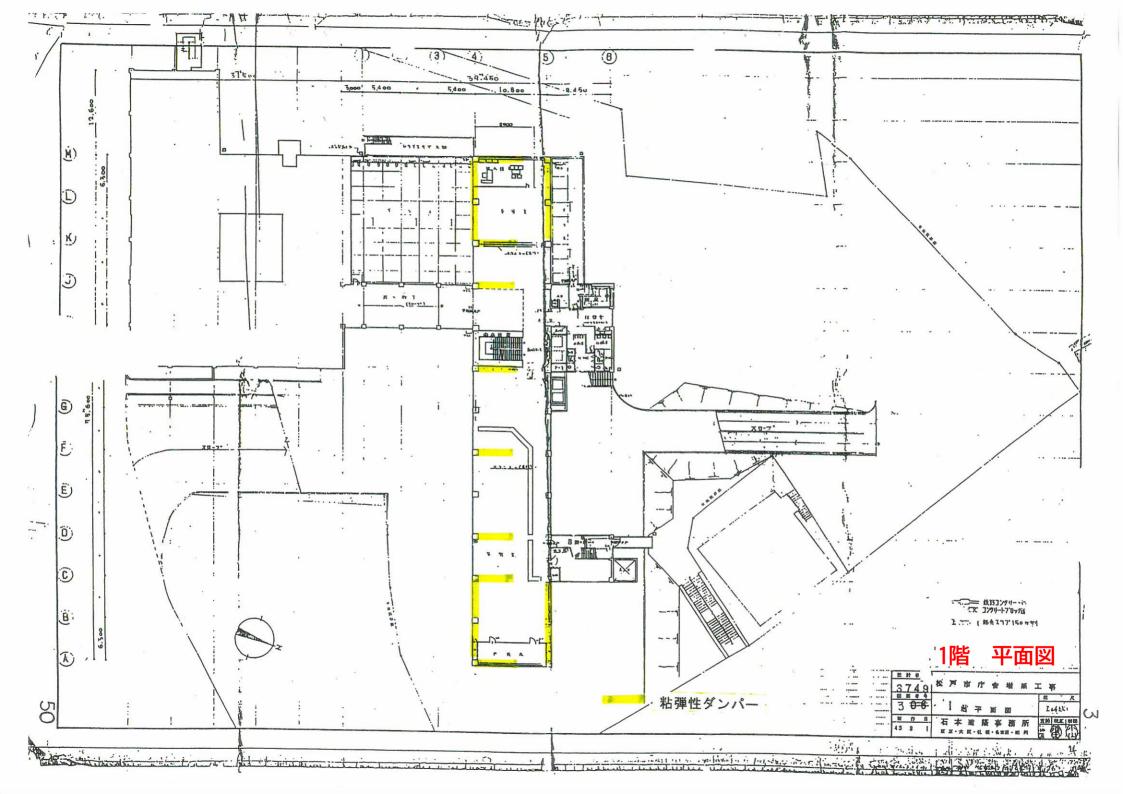
庁舎本館・新館耐震改修工事に伴う設計委託 庁舎 新館の耐震補強について(Is:0.90)

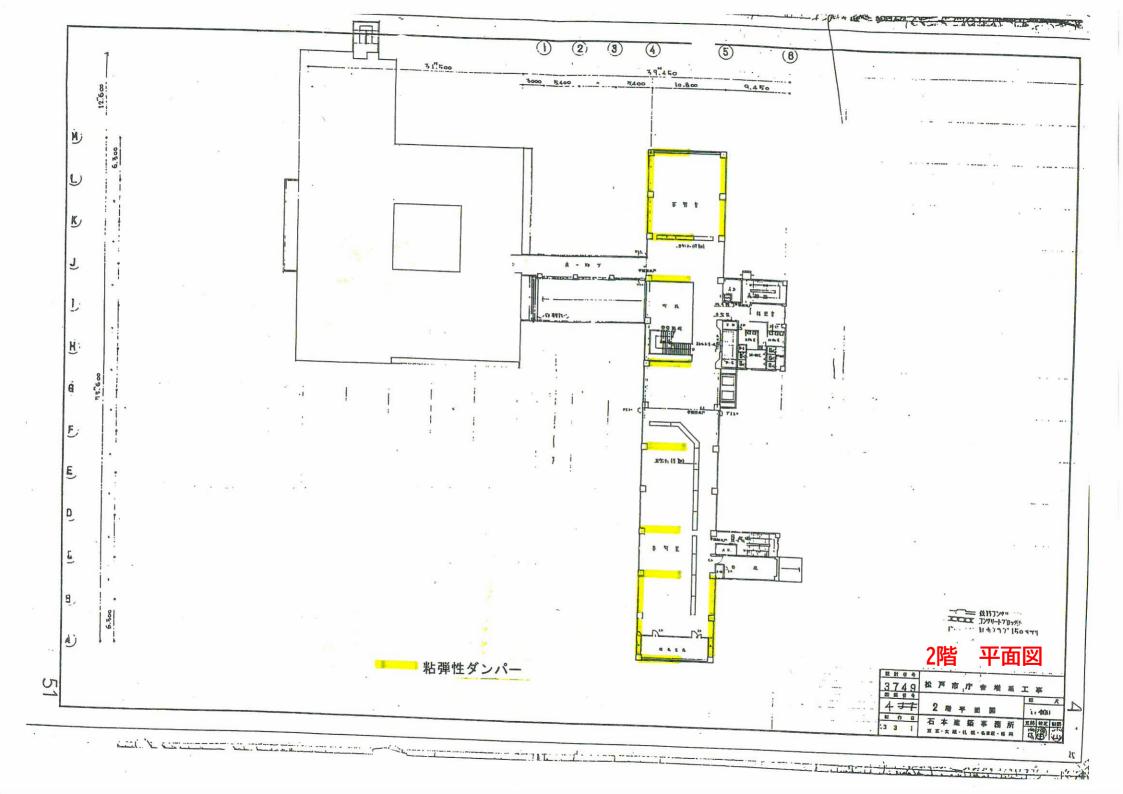
制震構法による場合

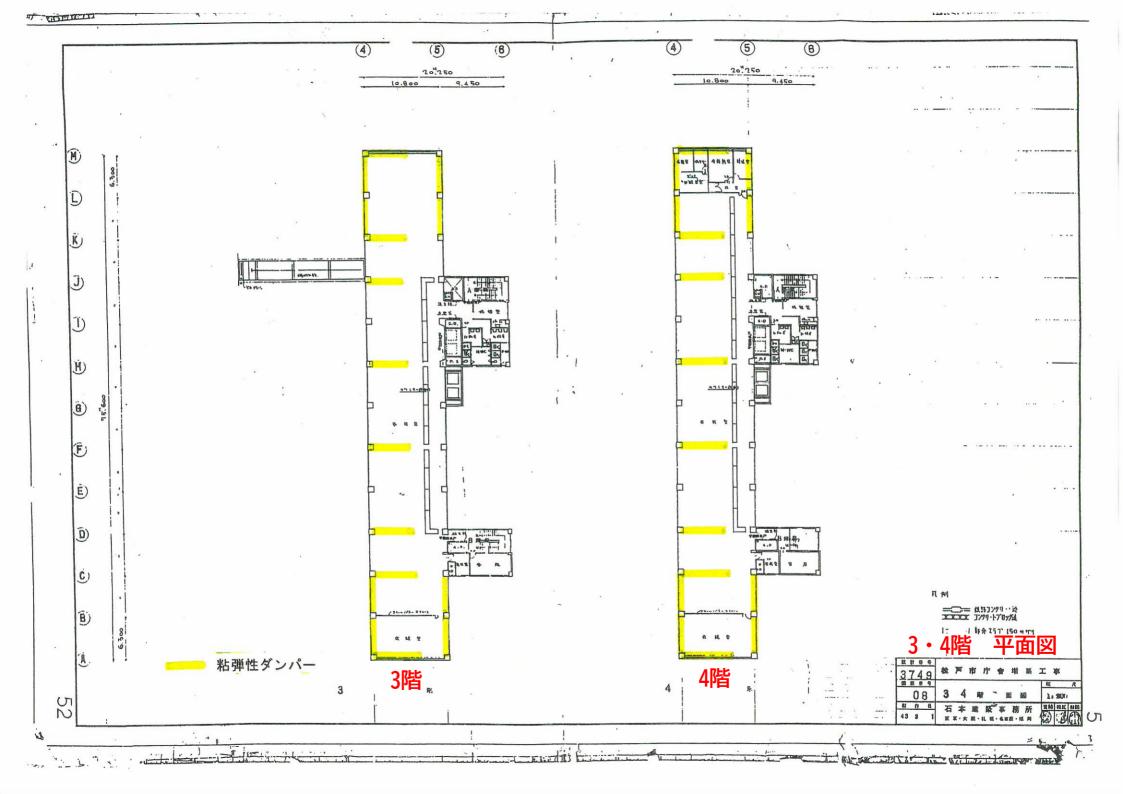
平成8年12月

傑 石本建築事務所

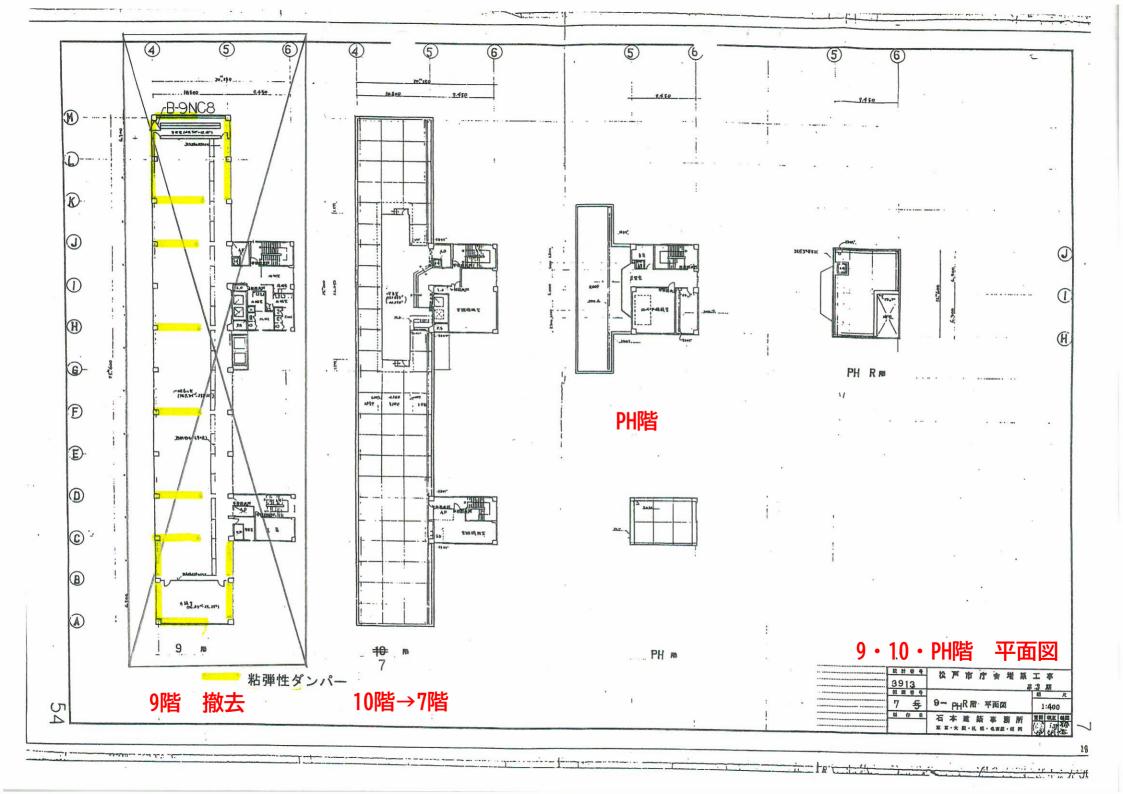












### 現在の市役所の課題と検討経過の整理

## 平成7年度の耐震診断、平成8年度の庁舎本館・新館耐震改修に伴う 設計委託を踏まえた耐震性能の検討

#### 【1】施設概要

## 本館

1) 建物規模 延床面積 3,683.63 ㎡

階数 地上3階、地下1階

高さ 地上 20.5m

2) 構造概要 構造種別 鉄筋コンクリート造(RC 造)

3) 竣工年月 1 期工事 昭和34年(1959年)5月6日

2 期工事 昭和38年(1963年)3月30日

## 新館

1) 建物規模 延床面積 11,894.45 ㎡

階数 地上10階、地下1階

高さ 地上 44.9m

2) 構造概要 構造種別 鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC 造)

3) 竣工年月 1 期工事 昭和44年(1969年)5月31日

2 期工事 昭和 45 年 (1970 年) 5 月 31 日

#### 別館

1) 建物規模 延床面積 3,759.52 ㎡

階数 地上4階、地下2階

高さ 地上 20.2m

2) 構造概要 構造種別 鉄筋コンクリート造 (RC 造)

3) 竣工年月 昭和58年(1983年)1月31日(新耐震設計基準適用)

#### 議会棟

1) 建物規模 延床面積 3,868.00 ㎡

階数 地上4階、地下1階

高さ 地上 22.6m

2) 構造概要 構造種別 鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC 造)

3) 竣工年月 昭和 53 年(1978 年)10 月 31 日(最小 Is 値 0.71)

#### 【2】耐震性能検討対象施設

平成7年度当時に実施した耐震診断において、 別館は、新耐震設計基準(昭和56年施行)が適用 され、議会棟は、最小 Is 値が0.71であるため、 それぞれは、耐震性能を有しているものとした。

旧耐震基準で、かつ必要な耐震性能を有していない本館および新館について、耐震性能の検討対象施設として、これまでの検討内容をまとめた。



#### 【3】耐震性能概要および検討内容について

## 本館

「平成7年 松戸市役所庁舎本館・新館の建築物耐震診断委託 報告書」

《(株) 石本建築事務所》より抜粋・・・(新館も同扱い)

1) コンクリート強度について

B1 階から 3 階までの壁から、合計 5 本のコア供試体 $^{*1}$ の全体平均値か算定した結果、診断用圧縮強度は 150kgf/cm $^{*2}$ を採用している。

(設計基準強度は 180kgf/cm)。

- ※1 一般的には、各階3本のコア供試体により、階ごとに診断用圧縮強を算出する。
- ※2 3階の1本で84kgf/cmの値が出ていたが、異常値としてカウントしていない。
- 2) コンクリートの中性化について

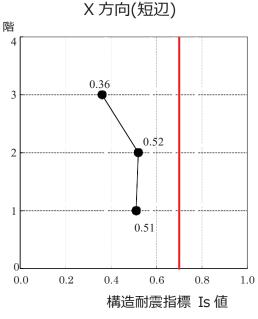
B1 階から 3 階までの合計 10 本のコア供試体(上記 5 本の他、柱からも 5 本採取)で試験した結果、良好(劣化度 I (軽度) であると判定されている。

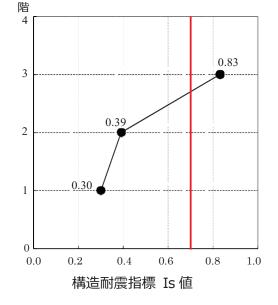
3) 耐震診断結果について

「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」(日本建築防災協会、1990 年版) \*3の第2次診断法により耐震診断を実施しており、Y方向の3階以外は必要な耐震性能(構造耐震判定指標 Iso≥0.7)を満足していない。なお、B1階は診断対象外としている。

(図1 第2次診断法による結果(本館))

※3 最新は2017年改訂版となる。





Y方向(長辺)

図1 第2次診断法による結果(本館)

#### 4) 耐震補強計画について

耐震補強として、RC壁の増設と耐震スリット(袖壁部)を提案されており、補強後はいずれも Is 値≥0.7 を満足している。また耐震補強ではないが、議場床の補強についても言及されている。

結果として、耐震補強により執務空間が補強壁で分断され、使用勝手に支障をきたす箇所が存在している。

なお、杭の水平力に対しての検討は行われていないものと推察される。

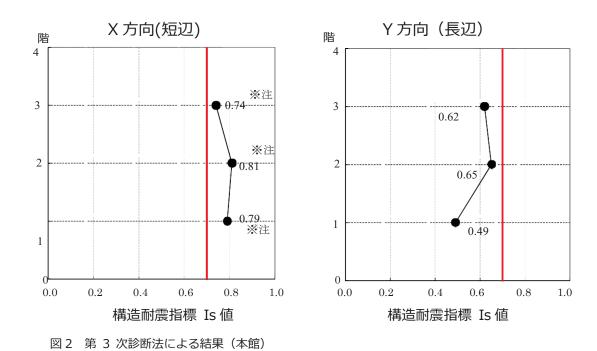
#### 5) その後の追加検討について

上記の耐震診断業務完了後、第3次診断法による耐震診断が行われている(平成8年)

- ・X 方向は、全階とも Is 値 $\geq$ 0.7 となるが、 $C_{TU}\cdot S_{D}^{*4}$  が規定値の 0.3 を下回っている。
- ・Y 方向は、全階で Is 値,  $C_{TU} \cdot S_D^{*4}$  が規定値を下回っている。

以上より、X,Y 方向とも必要な耐震性能を満足しない結果となっている。なお、これに対する耐震補強の検討などは行われていない。

※4 累積強度指数  $(C_{TU})$  に形状指標  $(S_D)$  を乗じた値で、RC 造の場合 0.3 以上必要とされる。耐震性能の判定には、Is 値と  $C_{TU} \cdot S_D$  値のいずれも規定値以上を満足する必要がある。



※注 X 方向について、Is 値は満足しているが、 $C_{TU} \cdot S_D$  値は満足していない。

## 新館

#### 1)コンクリート強度について

B1 階から PH 階までの壁から、合計 10 本のコア供試体 $^{*1}$ の全体平均値から算定した結果、診断用圧縮強度は 210kgf/cm $^{*2}$ を採用している。

- ※1 1階、5階、9階からは採取していない。 一般的には、各階3本のコア供試体により、階ごとに診断用圧縮強度を算出する。
- ※2 全体平均から標準偏差を考量した値は 290kgf/cm の値が出ているが、ここでは設計基準 強度を採用している (基準では、設計基準強度 1.25 倍かつ 306kgf/cm まで採用可能)

#### 2) コンクリートの中性化について

B1 階から PH 階までの合計 20 本のコア供試体 (上記 10 本の他、柱からも 10 本採取) で試験した結果、良好 (劣化度 I (軽度)) であると判定されている。

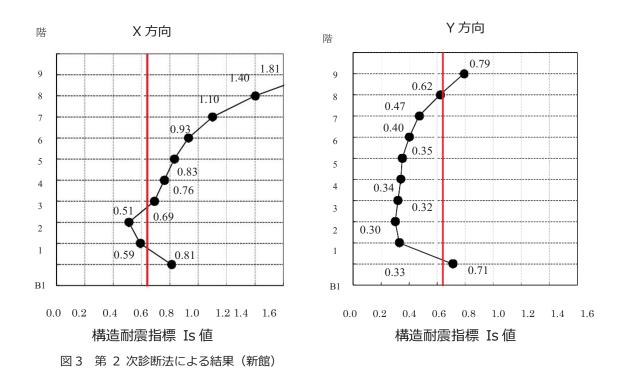
#### 3) 耐震診断結果について

「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」(日本建築防災協会、1990 年版) \*3 の第2 次診断法により耐震診断を実施している。

なお、新館はSRC 造であることから、必要な耐震性能として構造耐震判定指標 Iso≥0.7 ではなく、耐震判定指標値ET を採用しており、Is 値≥ET (=0.64) を判定基準としている。

B1 階は、地上に現れている範囲があることから 1 階として診断を行っている。また、塔屋については診断対象外としている(重量のみ考慮)

診断の結果、X 方向は 1,2 階を除き必要な耐震性能を満足する結果が得られているが、Y 方向については、B1 階および 9 階を除き必要な耐震性能を満足していない。



#### 4) 耐震補強計画について

耐震補強として、RC 壁の増設及び既存壁の増打ちと耐震スリット (袖壁部) 柱鋼板巻きを提案されており、補強後はいずれも ET≧0.64 を満足している。

結果として、耐震補強により 1~3 階の執務空間が補強壁で分断され、使用勝手に支障をきたす他、外壁面の補強により全階において採光が遮られる箇所が存在している。

なお、杭の水平力に対しては、生じるせん断力が杭の許容せん断応力度程度になっているとの記載が されているのみで、曲げモーメントに対する記載はない(検討はされていないと推察される)

#### 5) その後の追加検討について

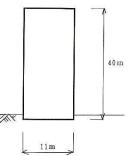
上記の耐震診断業務完了後、以下に示す追加検討が行われている(平成8年)

- ① 第3 次診断法による耐震診断および補強案検討(Iso≥0.64)(平成8年10月)
- ② 上階3 層撤去した場合の耐震補強(在来構法)検討(Iso≥0.7)(平成8年11月)
- ③ 上階 5 層撤去した場合の耐震補強(在来構法)検討(Iso≥0.9)及び 上階3 層撤去した場合の耐震補強(制震構法)検討(Iso≥0.9)(平成8年12月)

#### ①の検討内容

耐震改修設計を行うため、第3次診断法により耐震診断を行った結果、第2次診断法による結果を大幅に下回り、さらに補強量を増やしても所要の耐震性能を得ることが出来ない結果となっている。そこで、 新構法による提案として免震構法案および制震構法案の可能性について言及している。

- ・免震構法については、立面の形状(建物幅(11m)と高さ(40m) の 比が大きい(塔状比 40/11=3.6) から、適切ではないと結論付けて いる (塔状比が大きい場合、免震の効果もそれほど上がらず、免震装置 に大きな引張力が生じる危険性がある)
- ・制震構法については、粘性ダンパーによる概略検討が行われており、 制振装置による耐震補強の可能性について言及されている。



#### ②の検討内容

①の結果を受け、在来構法による耐震補強の可能性を模索した結果、上階 3 層を解体(補強部材も必要)すれば耐震性能を確保できるという結果が得られた。ただし、連層壁補強による引抜力増加に対する基礎の検討は行われておらず、さらなる解体階数が増える可能性についても言及されている。

#### ③の検討内容

ここでは、構造耐震判定指標 Iso≥0.9 (これまでは Iso≥0.7) に上げ、上階 5 層を解体した 在来構法による補強検討と上階 3 層を解体した制震構法による補強検討をそれぞれ行っている。 いずれにしても所要の耐震性能を満足できる結果となっているが、執務空間を分断する補強 部材が多数ある。

#### 【4】 構造的観点からの施設整備について、

上述した耐震性能調査(平成7年、8年実施)を受け、本市ではこれ以上の耐震改修計画を進めて も期待する成果が得られないとの判断がされた。一方、「市有建築物耐震改修能進委員会」からは今後 も最良の方法を模索するよう指示、指導がなされており、現在に至っている。

ここでは、これまでの検討内容を含め、施設整備について見解を示す。

#### (1)課題の整理

今後、耐震改修計画を進める場合に課題となる項目を整理する。

#### 1) コンクリート強度について

現在、耐震診断を行う場合のコンクリート強度試験は、階ごと(工区ごと)に3本以上のコア供試体を採取し、診断用圧縮強度は階ごとに算定(平均値 - 標準偏差(1/2)することが一般的であるため、耐震改修計画を行う場合には<mark>再度強度試験調査が必要</mark>と思われる。

#### 2) コンクリートの中性化について

当時の試験では、良好な結果が得られているが、現在 20 年以上経過しており、また供試体数も足りていないため、上記同様再度試験が必要と思われる。

#### 3) 耐震診断基準について

耐震診断基準(日本建築防災協会)の最新版は以下となる。

- ・「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準同解説」: 2017 年改訂版
- ・「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準同解説」: 2009 年改訂版

これまで大きな地震(兵庫県南部地震、東北地方太平洋沖地震など)を経験し、その知見を元に当時の耐震診断基準からは内容が大きく改訂されている。

そのため、今までの耐震診断結果が変わる可能性が大きく、当時想定していた補強より増加するものと考えられる。

#### 4) 基礎(杭)の耐震性について

杭の耐震性については、新築建物でもなおざりにされてきた経緯があり、2000 年(平成12年)の建築基準法改正で初めて法制化(検討の義務化)が行われた。

この改正においても、中小地震(震度 5 弱程度)に対する検討のみで、大地震(震度 6 弱程度)に対しては現在においても法制化されていない(検討方法については、各規準や指針などで提案されている)

一般建物の耐震診断(補強設計)では、杭の安全性について検討を行っているケースは少ないと思われるが、行政機関であり災害拠点となる本庁舎においては、大地震後の継続使用も視野に入れた補強設計が求められる。

しかしながら、杭の耐震補強の方法としては、杭を増設する程度しか考えられず、その場合は建物の外周に新設杭を設け、それと建物を緊結することになり、今の使用状況を考えると非常に困難で、かつ大規模な工事が想定される。

#### 5) 耐震補強構法について

各耐震補強構法に対する課題を以下に示すが、本館は階数が低いため、在来構法のみ対象 とする。

#### ①在来構法、制震構法 (新館を対象)の場合

- ・補強部材が執務空間を分断せざるを得ず、使用勝手に支障が生じる。
- ・居ながら工事を前提と考えると、ローリングによる工事となり、工期が新築工事よりも 長い3年~5年程度が想定される。
- ・杭の補強工事により、工事期間中は建物外周の駐車場が使用できなくなる。
- ・上階を解体する場合(新館を対象)は、居ながら工事が困難となる。

#### ②免震構法の場合(新館を対象)

- ・居ながら工事は可能となるが、建物下を掘削し建物を仮受けしながらの工事となるため、 工期は新築工事よりも長い2年程度が想定される。
- ・建物外周に擁壁を構築する必要があるため、3m 弱程度(地下無し部分)から 5m 弱程度 (B1 階部分)の範囲が工事範囲となる。
- ※ 隣接建物との間隔が無ければ、現実的に困難である(本館及び議会棟)

#### ③その他構法の場合(新館を対象)

上記以外の構法として、建物の外側に新たなフレームを構築し、それに地震力を負担させる方法や、他の建物(すでにある建物やその目的ために新たに構築する建物など)を利用して、2 棟間をダンパーで連結させ地震力を低減する方法なども考えられるが、本庁舎の敷地条件(それほど広大ではない)や使用状況(外周を駐車場利用している)を勘案すると、いずれも現実的な構法ではない。

#### (2) 施設整備の方向性

以上のことから、いずれの耐震補強構法でも、現在と同等な使用勝手(使用スペース)確保 は難しく、仮にある程度許容した場合でも、現行基準の建築物と同等の耐震安全性を確保する ためには、基礎を含め大規模な工事となる。

工期においても、新築を上回る期間となり、その間の市政業務にも少なからず影響が出てしまう。

以上のことから、敷地条件や要求される機能を考慮すると現在の市役所の耐震改修計画ではなく、新築計画を推奨する。

(次ページに新館の耐震補強案比較表を示すが、いずれの案も工事中はもとより、完成後においても、現状の使い勝手を確保する耐震補強構法が見いだせない。)

	耐震補強案	在来構法による耐震補強案	制震構法による耐震補強案	免震構法による補強案	その他による補強案
		「鉄骨ブレース補強」または「耐震壁増設補強」 「柱鋼板(炭素繊維シート)巻き補強」 「耐震スリット補強」	「鉄骨ブレース+粘性ダンバー」	「基礎免震(建物基礎下に免震装置を設置) (地下 1 階柱頭に免震装置を設置する方法 (中間層免震)の場合、有効高さが減ってしまうため、現状の階高では地下 1 階の使用が困難となる。)	「アウトフレーム補強」  「連結制振補強」  「連結制振補強」  「連結制振補強」  「連結制振補強」  「連続 (調整)の  「環接 (調整)の
	補強概要	新設基礎 一部農机 増設	新设基礎 新設基礎 新設基礎	先震装置 新雲杭 增設	
	使用スペース(建物内) 将来 のフレキシビリティー	・・補館財材により、一部別用スペースが制限される( <b>上階の何層かを撤去する可能性あり)</b> ・ 同上により、将来の使い勝手が制限される。	・補強部材により、一部利用スペースが制限される。 ・同上により、将来の使い勝手が制限される。	<ul><li>・ほぼ現状の利用が可能。</li><li>・将来的にも問題なし。</li></ul>	・建物の外側を利用した補強であるため、利用スペースの制限 は少ない。 ・将来的にも問題なし。
使用性	外構部分	<ul><li>特に影響はなし。</li></ul>	<ul><li>特に影響はなし。</li></ul>	・建物外周部に免震 EXP.J が必要となるため、現状よ △ りも使用可能なスペースが減る。	・建物外間に耐震要素を構築するため、免震構法と同等か構法 によってはそれ以上に使用可能なスペースが減る。
	隣接庁舎への影響	・特に影響はなし。	<ul><li>特に影響はなし。</li></ul>	・擁壁を構築するため、近接する本館や議会棟の一部 (接している範囲)を解体する必要がある。	・改修内容により、近接する本館や議会棟の一部(接している 範囲)を解体する必要がある。
意匠性	外観のデザイン内 観のデザイン	・外壁面および外部に補給体が管置されるため、影響を受ける。	・外壁面および内部に補強部材が配置されるため、影響を受ける。	<ul><li>特に影響はなし。</li></ul>	外観デザインについては、大きく影響を受ける。
耐震性	建物機能維持	・建物の剛士が上かるため、大地震等の揺れば多少軽減される。 ・補強により両震性能は向上するが、大地震により構造解本(上部構造、基礎構造)においても <b>部分的な損傷は生じる。</b>	・建物の剛性は変わらないため、大地震時の揺れはそれ ほど変わらない(揺れている時間は短くなる) ・補強により耐震性能は向上するが、大地震により構 造躯体(上部構造、基礎構造)においても <b>部分的な</b> 損傷は生じる。	・大地震時の揺れが大幅に低減される。 ・上部構造、基礎構造と七段編おない、あって七経域に抑えられる。 (塔状比が大きい場合、免震装置の引抜力に留意が必要)	・構 去 に よ り 異 な る が 、 大 也  悪 時 の 揺 れ は 多 少 軽 感 さ れ る が 、 構 造 躯 体 の  部 分 的 な 損 傷 は 生 じ る 。
工事	居ながら工事の制約主 な騒音、振動 工期	<ul> <li>・ローリング工事となるため、工事範囲部分(階)については仮設庁舎が必要となる。</li> <li>・基礎補紙工事により、工事期間中の批声が用事即効性じる。</li> <li>・アンカー打設やコンクリート打設などの概念、振動効性じる。</li> <li>・工期は3~5 年程度(ローリング工事を前提とする)を想定。</li> </ul>	<ul> <li>・ローリング工事となるため、工事範囲部分(階)については仮設庁舎が必要となる。</li> <li>・基礎補強工事により、工事期間中の駐車場利用制限が生じる。</li> <li>・アンカー打設程度の騒音、振動が生じる。</li> <li>・工期は3~5 年程度(ローリング工事を前提とする)を想定。</li> </ul>	・ 分原層 膵丸工事により、 工事相関中の駐車場所用制限が生じる。 ・ 工事が望れ場が下で行かれるため、他の構法と比べると騒音や振動は少ない。 ・ 工期は 2 年程度を想定。	・構造によっては、室内への影響は少ないが、その分種物外部全体が工事範囲となるため、来庁者への影響は大きい(特に駐車スペース確保が困難) ・建物外部とは言え、騒音や振動が生じる。 ・工期は 1 年程度を想定。

耐震補強案の比較表(新館)

資料3

# 市民アンケートについて 【市民アンケート結果速報】

## アンケート調査の概要

窓口サービスのあり方を検討するとともに、庁舎規模の算定根拠とするため、市民アンケートを実施した。

## 目的

- 市民目線での行政サービスの将来像、窓口のあり方の方向性を把握すること。
  - 市民の属性・要件ごとのニーズを明らかにすること
- 将来的なオンライン窓口とオフライン窓口の利用者数の推定根拠を取得すること。

## 方法

- 郵送とWEBの併用
  - 郵送した調査票に、WEBのアドレスを記載

## 調査対象

- 無作為抽出による3,000人
  - 地区や年齢、性別が均等となるように配慮

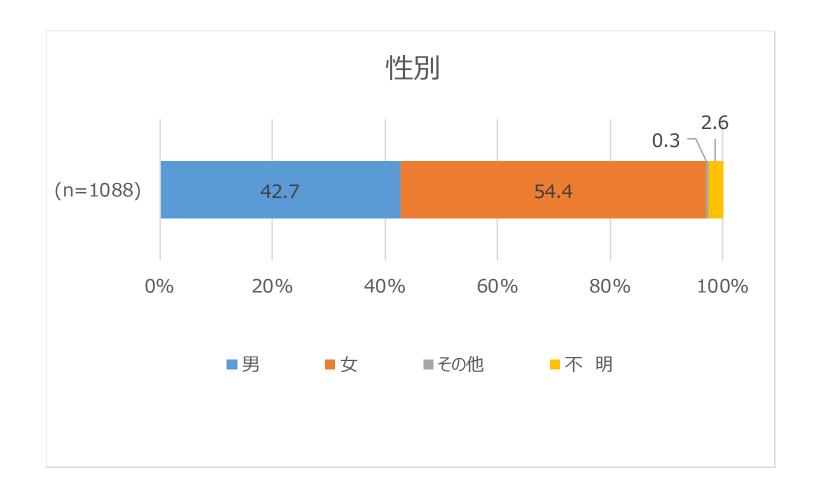
#### 回収数

• 1089件(回答率36.3%)

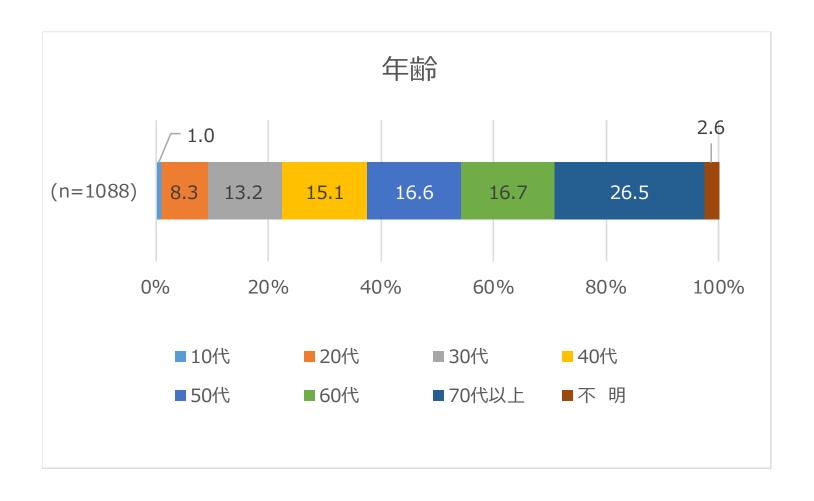
## スケジュール

時期	イベント
5/17(火)	• 発送
5/31(火)	• 回答·投函締切日 (調査票記載)
6/6(月)	• 最終締切 (調査期間 3 週間)

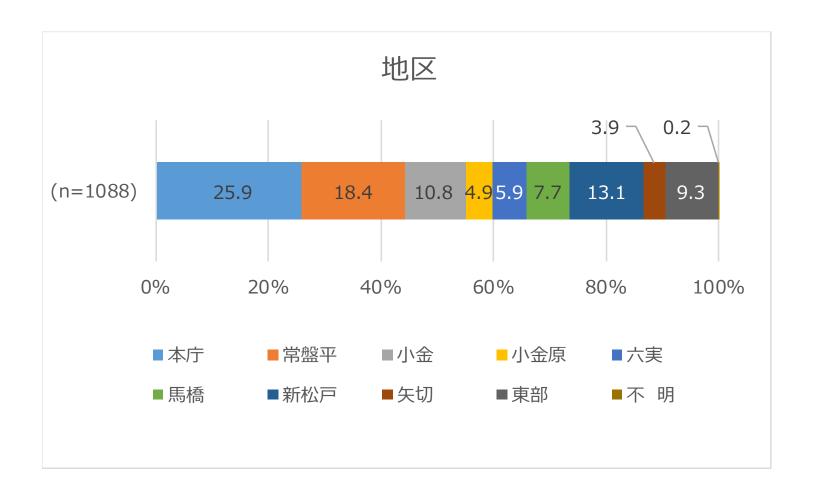
# アンケート調査の結果:回答者の属性・性別



# アンケート調査の結果:回答者の属性・年齢

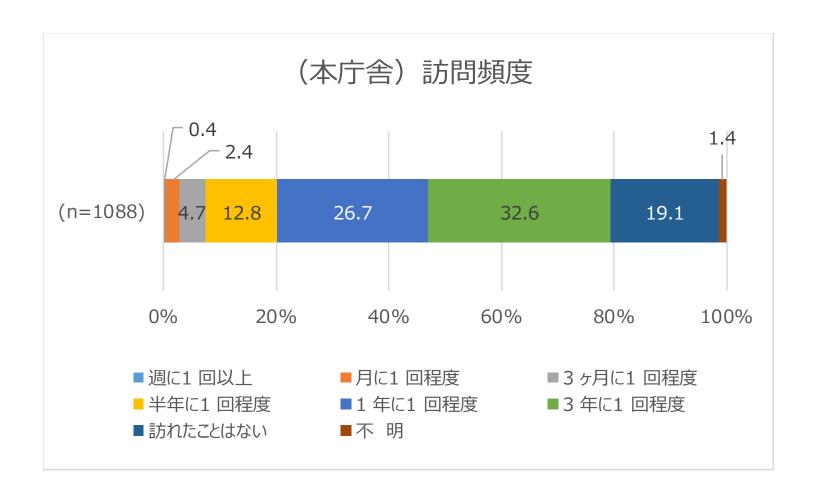


# アンケート調査の結果:回答者の属性・地区

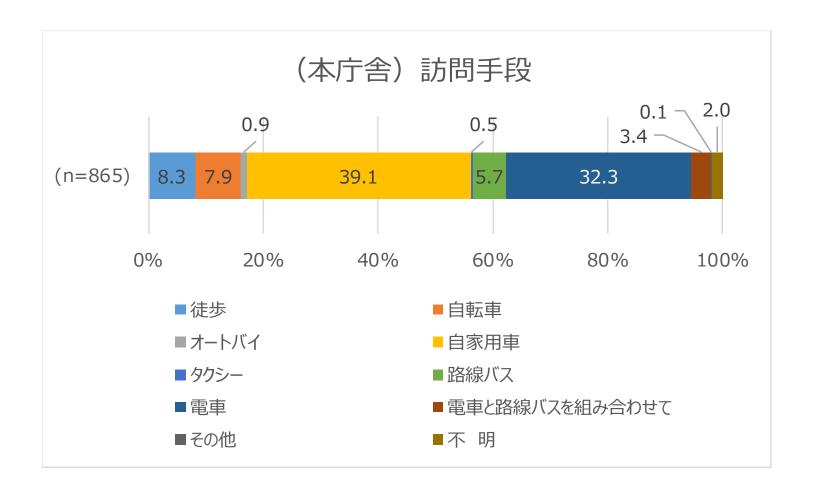


## アンケート調査の結果:質問1

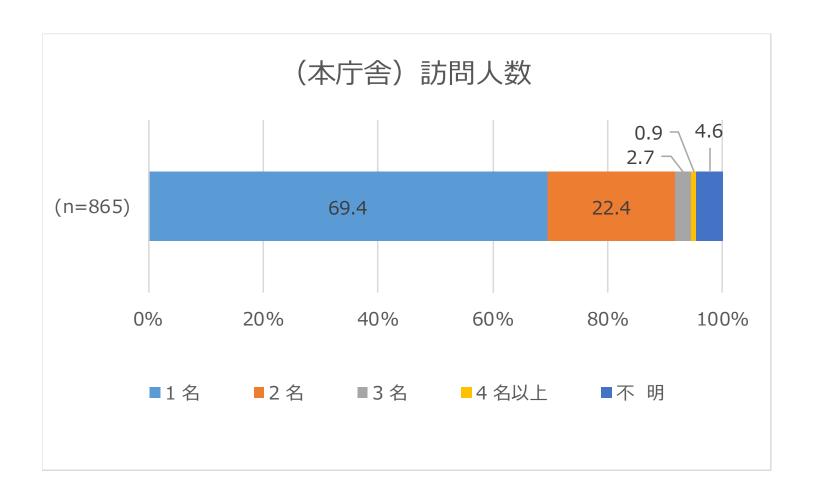
- あなたは普段どの程度、松戸市の本庁舎を訪れますか。(1つに〇)
- ⇒3年に1回と1年に1回で半数以上を占める。



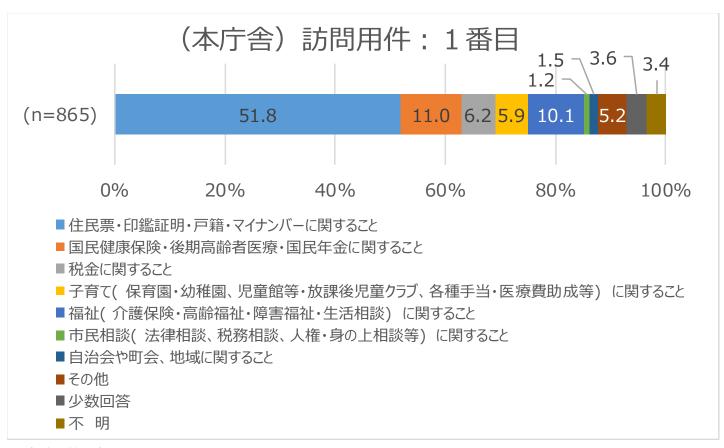
• あなたは普段、主にどのような交通手段で何名と、本庁舎を訪れますか。(それぞれ1つに〇)



• あなたは普段、主にどのような交通手段で何名と、本庁舎を訪れますか。(それぞれ1つに〇)



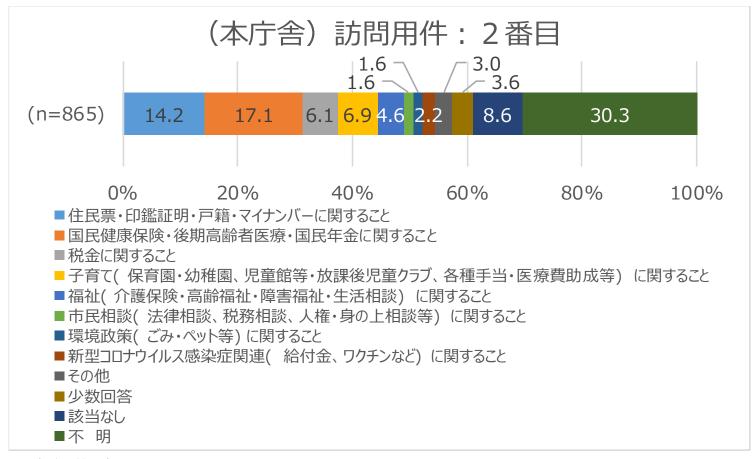
- あなたは過去3年間で、どのような用件で本庁舎を訪れることが多かったですか。下の選択肢のうち用件として多かったものから順に、3つまで選んで数字を記入してください。
- ⇒半数以上が住民票や印鑑証明等に関することで訪れている



#### ※少数回答の内訳

教育(小・中学校・高等学校、教育相談)に関すること:0.2%、環境政策(ごみ・ペット等)に関すること:0.7%、建築・開発・都市計画・公園・みどりに関すること:1.0%、道路・下水道・河川に関すること:0.2%、委員会・審議会等への出席:0.2%、市議会の傍聴等:0.1%、食事・休憩:0.2%、新型コロナウイルス感染症関連(給付金、ワクチンなど)に関すること:1.0%

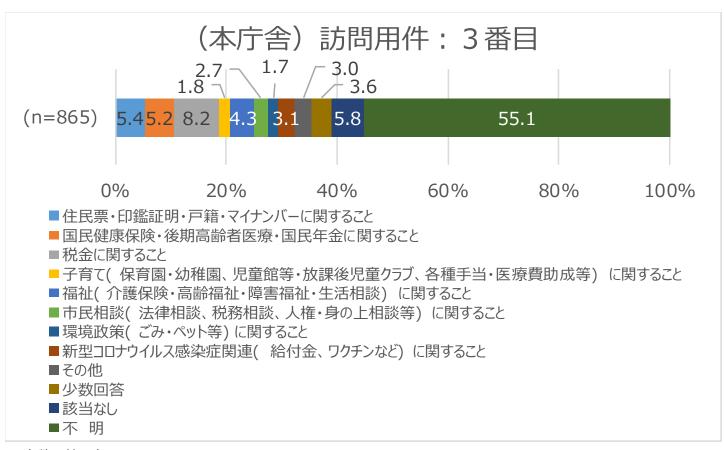
- あなたは過去3年間で、どのような用件で本庁舎を訪れることが多かったですか。下の選択肢のうち用件として多かったものから順に、3つまで選んで数字を記入してください。
- ⇒国保や、子育て、環境政策に関する用件の割合が増え、属性に応じた訪問が増える。



#### ※少数回答の内訳

教育(小・中学校・高等学校、教育相談)に関すること:0.8%、自治会や町会、地域に関すること:0.6%、建築・開発・都市計画・公園・みどりに関すること:0.3%、道路・下水道・河川に関すること:0.8%、農林水産業や商工業に関すること:0.1%、委員会・審議会等への出席:0.3%、市議会の傍聴等:0.1%、食事・休憩:0.6%

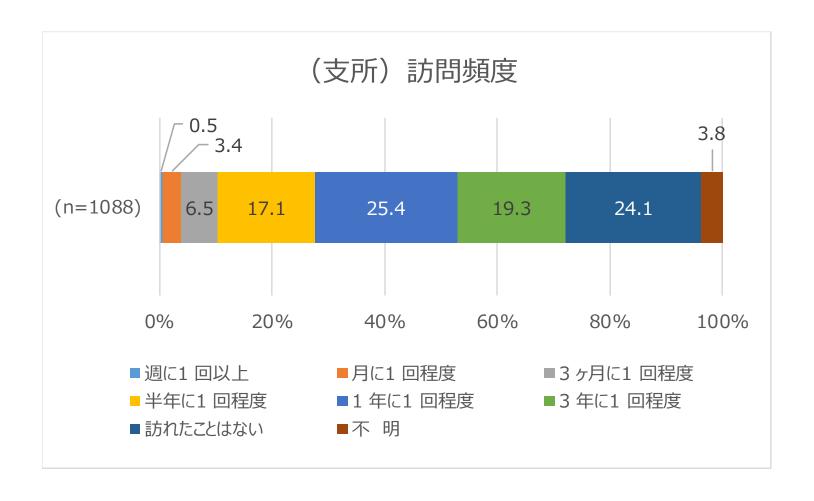
あなたは過去3年間で、どのような用件で本庁舎を訪れることが多かったですか。下の選択肢のうち用件として多かったものから順に、3つまで選んで数字を記入してください。



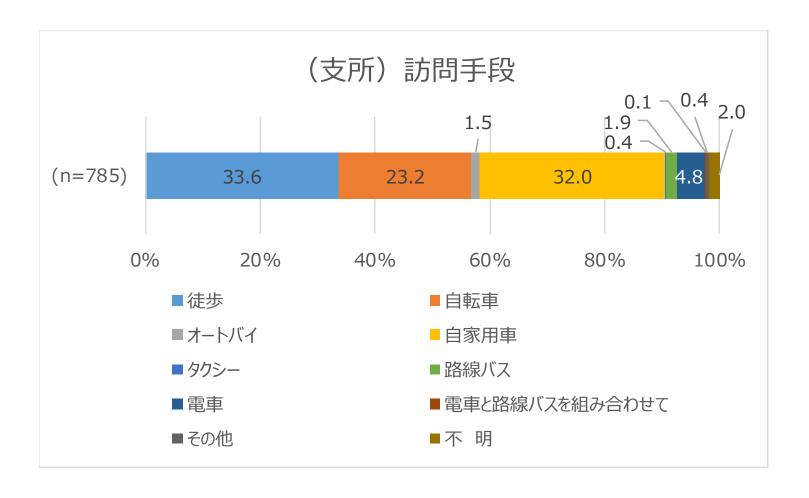
※少数回答の内訳

教育(小・中学校・高等学校、教育相談)に関すること:0.7%、自治会や町会、地域に関すること:0.5%、建築・開発・都市計画・公園・みどりに関すること:0.8%、道路・下水道・河川に関すること:0.7%、市議会の傍聴等:0.1%、食事・休憩:0.8%

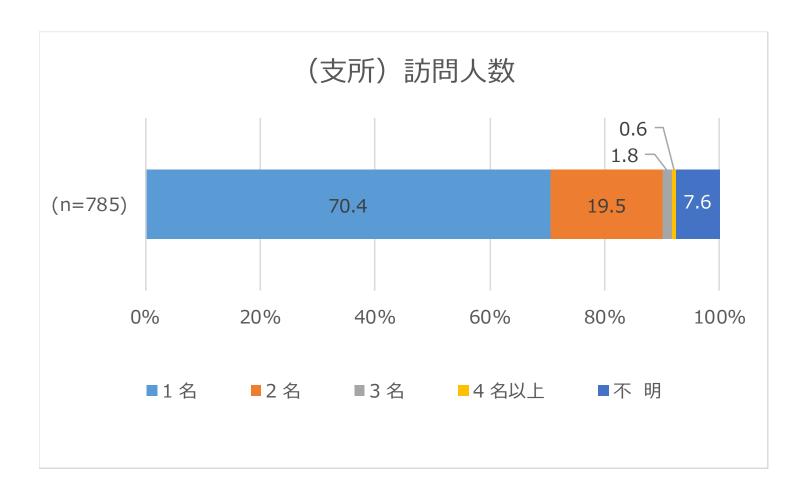
- あなたは普段どの程度、松戸市の支所を訪れますか。(1つに〇)
- ⇒1年に1回程度が最も多いが、訪れたことがない人も同程度いる。



• あなたは普段、主にどのような交通手段で何名と、支所を訪れますか。(それぞれ1つに〇)

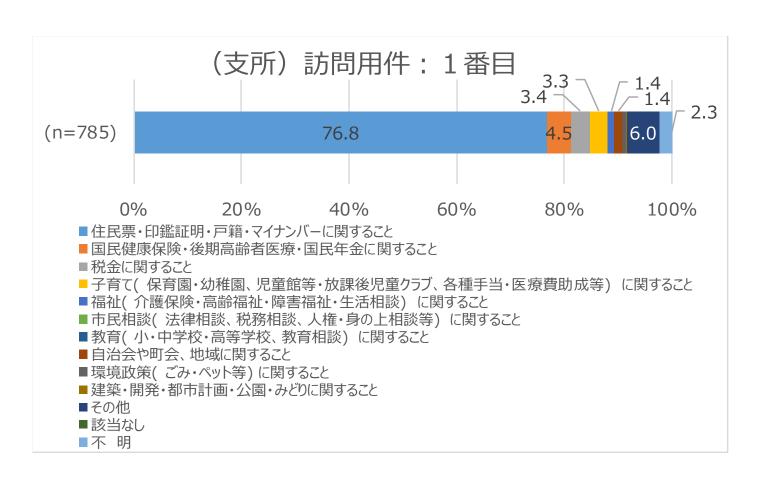


• あなたは普段、主にどのような交通手段で何名と、支所を訪れますか。(それぞれ1つに〇)

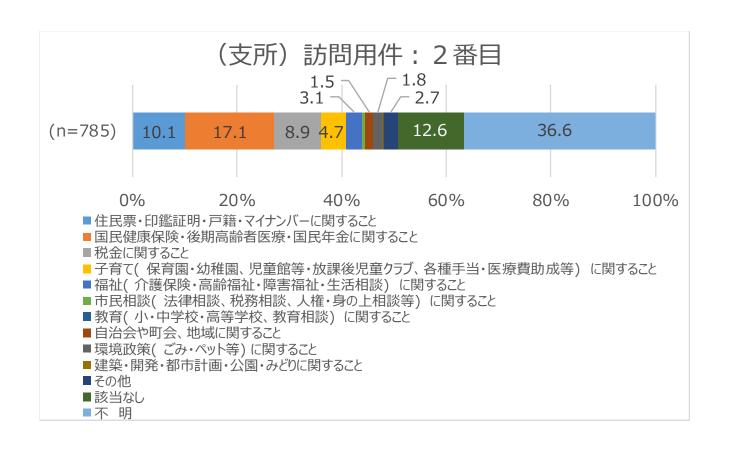


## アンケート調査の結果: 質問6-1

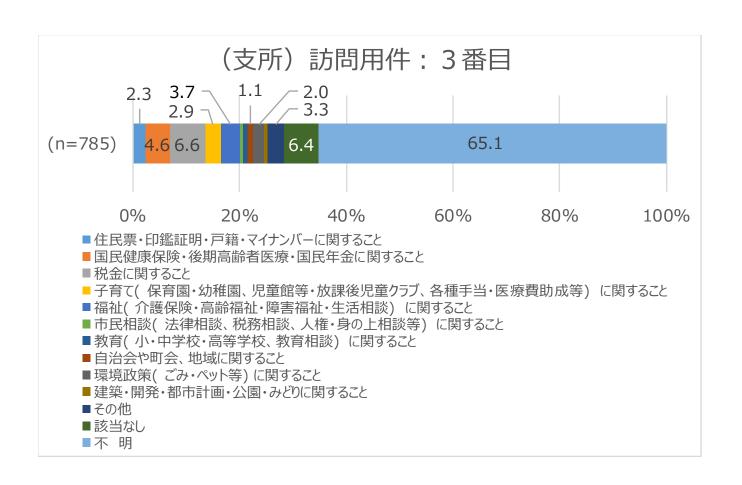
- あなたは過去3年間で、どのような用件で支所を訪れることが多かったですか。下の選択肢のうち用件として多かったものから順に、3つまで選んで数字を記入してください。
- ⇒本庁舎以上に住民票や印鑑証明等に関することで訪れている人の割合が高い



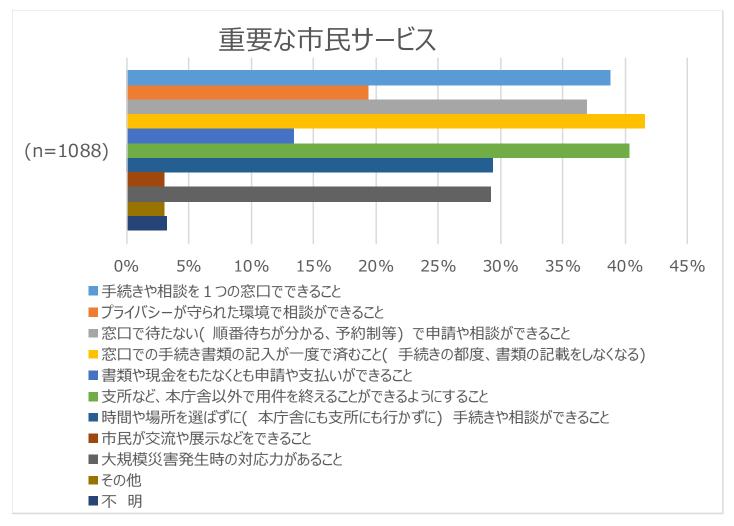
あなたは過去3年間で、どのような用件で支所を訪れることが多かったですか。下の選択肢のうち用件として多かったものから順に、3つまで選んで数字を記入してください。



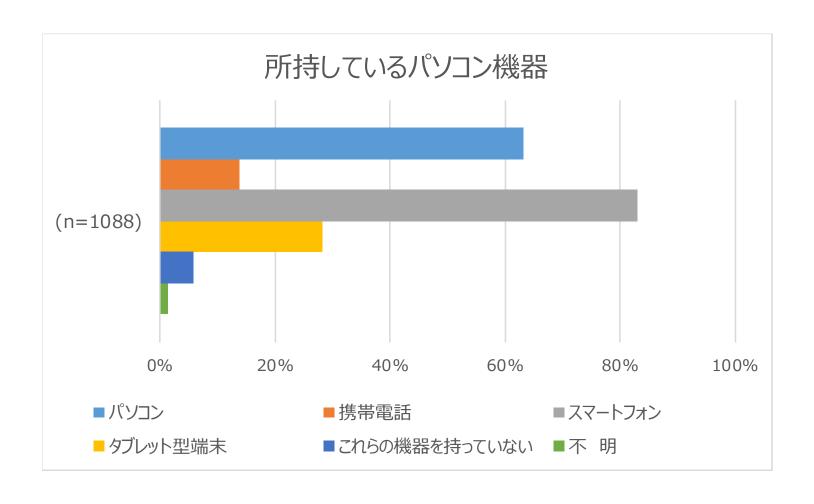
あなたは過去3年間で、どのような用件で支所を訪れることが多かったですか。下の選択肢のうち用件として多かったものから順に、3つまで選んで数字を記入してください。



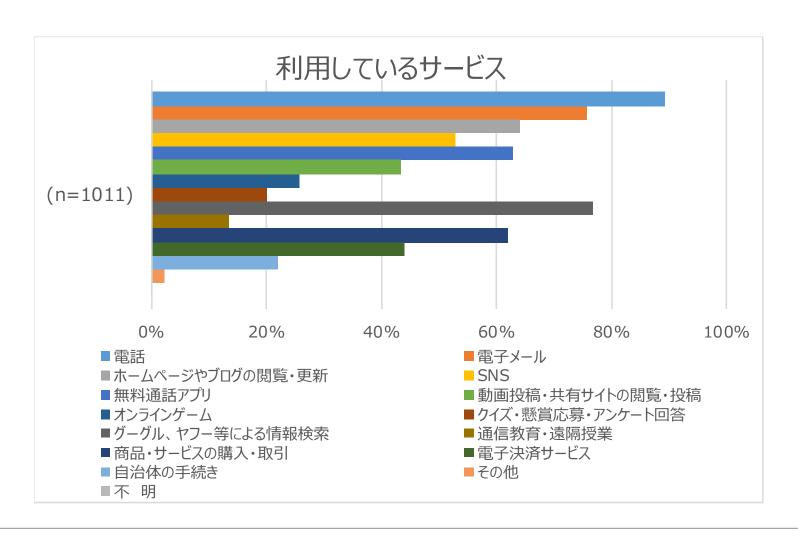
- あなたは、新しい市役所の市民サービスについて、何が特に重要だと思いますか。(3つまで○)
- ⇒書類の記入が1度ですむこと、本庁舎以外で用件を終えられること、窓口が1つですむこと、窓口で待たないこと、 の重要度が相対的に高い。



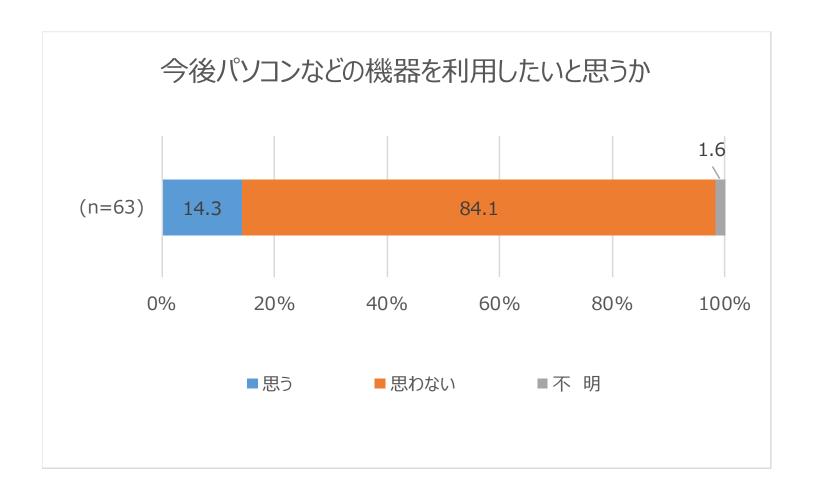
- あなたは、パソコンなどの機器を持っていますか。(あてはまるものすべてに○)
- ⇒スマートフォンの所有率は8割を超え、いずれの機器も持っていない人は10%を下回っている。



質問8で「持っている」と回答した機器を使って、どのようなサービスを利用していますか。(あてはまるものすべてに○)

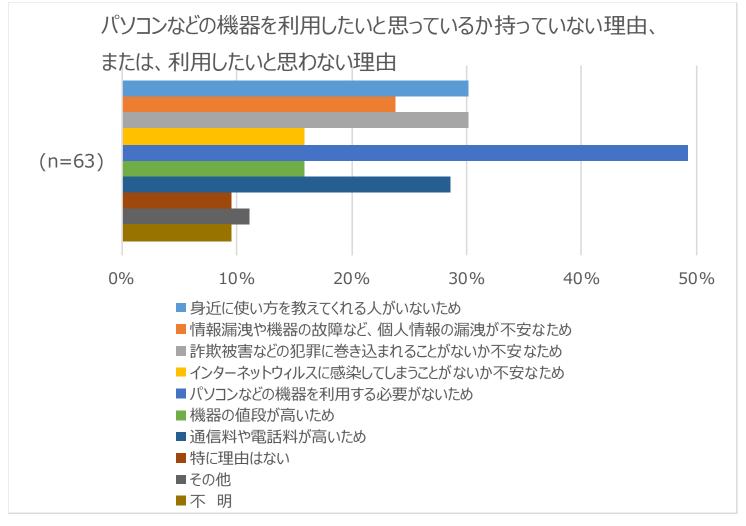


- あなたは今後パソコンなどの機器を利用したいと思いますか。
- ⇒現在パソコンなどの機器を持っていない人の多くは、今後も利用しない意向。

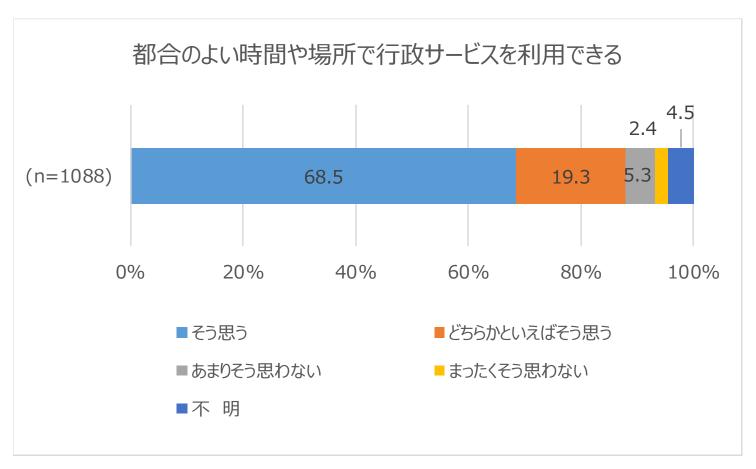


パソコンなどの機器を利用したいと思っているが持っていない理由、または、利用したいと思わない理由はなんですか。 (3つまで○)

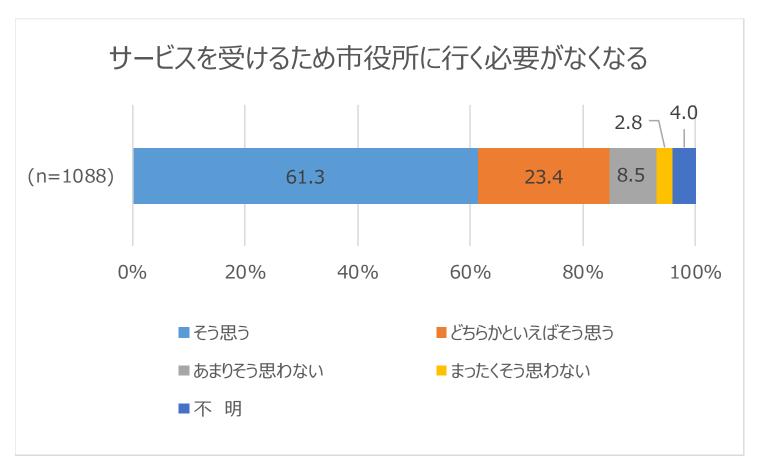
⇒パソコンなどを持っていない理由、利用したいと思わない理由として最も多いのは、「必要性を感じていない」



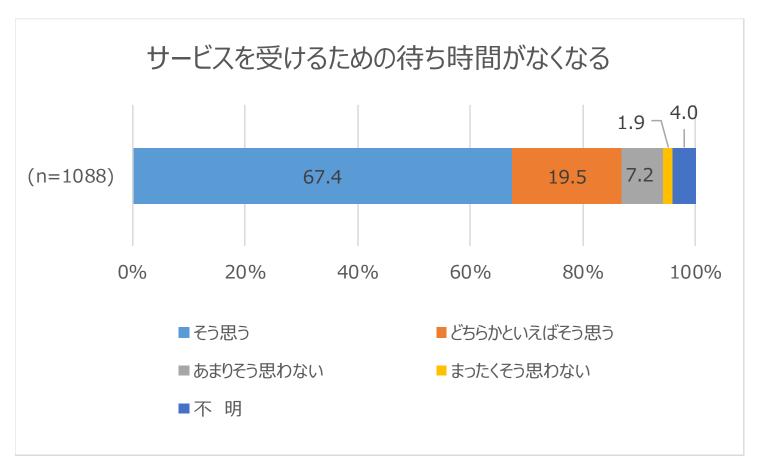
- これまで、市役所の本庁や支所に出向いていただき行っていた証明書の発行や申請手続きは、今後、デジタル技術の活用により、順次、窓口に出向かなくても、パソコンやスマートフォンで申請等ができるようになることが想定されます。このことについて、以下の設問のそれぞれの項目について、最も近いものに○をつけてください。
- ⇒90%以上の人が、都合の良い時間や場所で行政サービスを利用できるようになるだろうと考えている。



- これまで、市役所の本庁や支所に出向いていただき行っていた証明書の発行や申請手続きは、今後、デジタル技術の活用により、順次、窓口に出向かなくても、パソコンやスマートフォンで申請等ができるようになることが想定されます。このことについて、以下の設問のそれぞれの項目について、最も近いものに○をつけてください。
- ⇒90%近くの人が、市役所に行く必要がなくなるだろうと考えている。

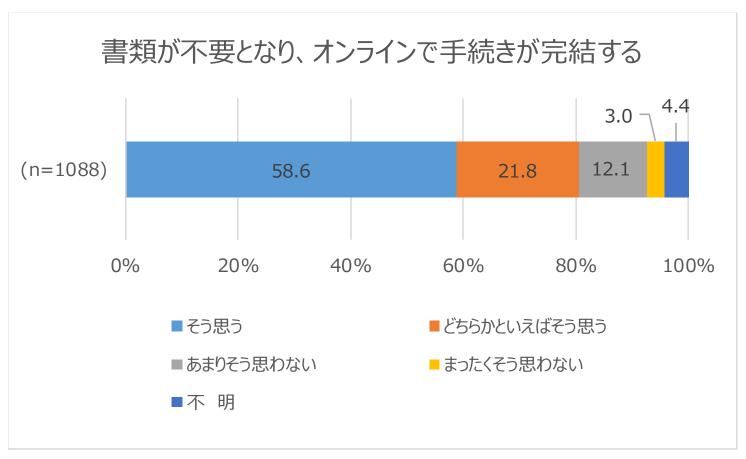


- これまで、市役所の本庁や支所に出向いていただき行っていた証明書の発行や申請手続きは、今後、デジタル技術の活用により、順次、窓口に出向かなくても、パソコンやスマートフォンで申請等ができるようになることが想定されます。このことについて、以下の設問のそれぞれの項目について、最も近いものに○をつけてください。
- ⇒90%近くの人が、サービスの待ち時間がなくなるだろうと考えている。

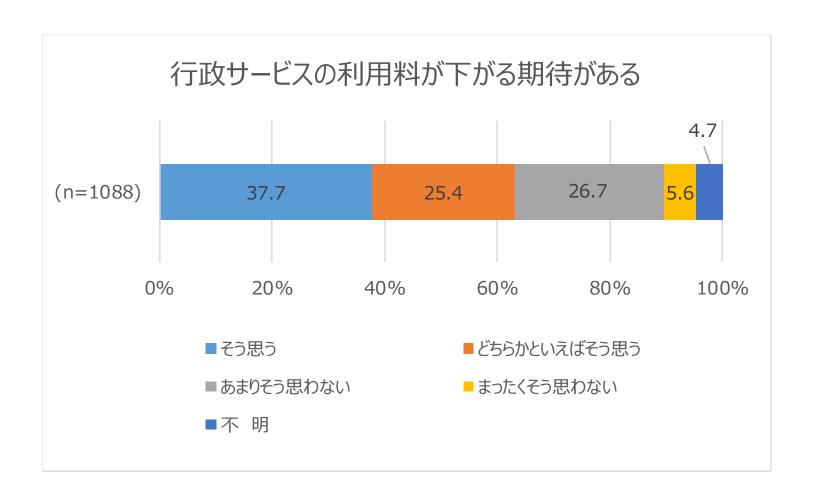


これまで、市役所の本庁や支所に出向いていただき行っていた証明書の発行や申請手続きは、今後、デジタル技術の活用により、順次、窓口に出向かなくても、パソコンやスマートフォンで申請等ができるようになることが想定されます。このことについて、以下の設問のそれぞれの項目について、最も近いものに○をつけてください。

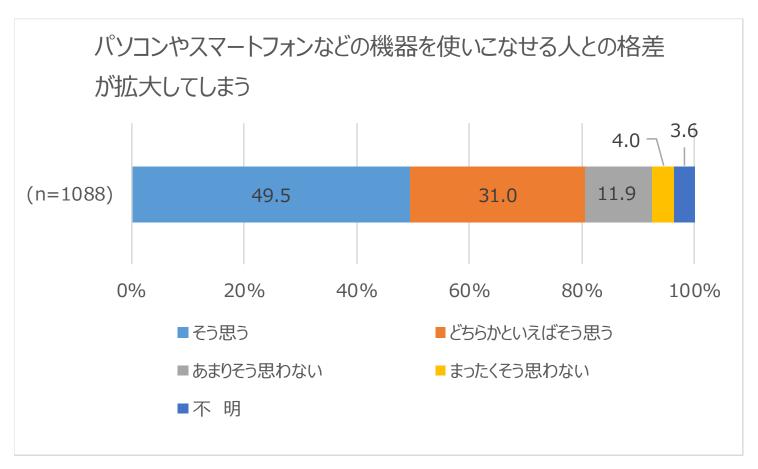
⇒手続きがオンラインで完結するだろうと考える人は8割近くいるが、市役所に行く必要がなくなるだろうと考える人よりも少し減る。



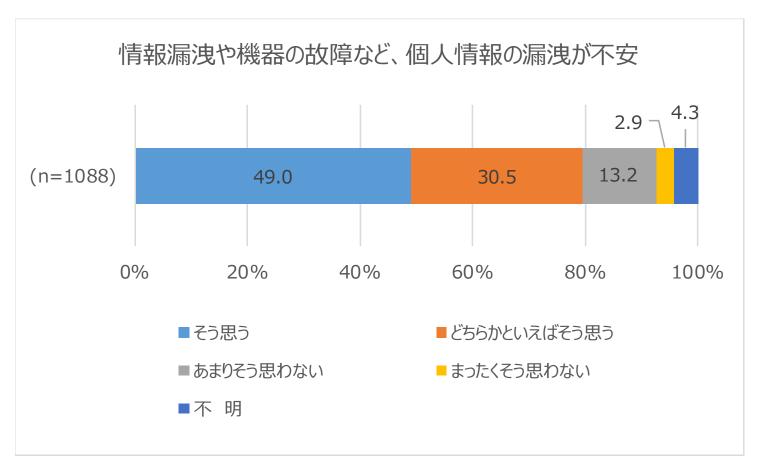
これまで、市役所の本庁や支所に出向いていただき行っていた証明書の発行や申請手続きは、今後、デジタル技術の活用により、順次、窓口に出向かなくても、パソコンやスマートフォンで申請等ができるようになることが想定されます。このことについて、以下の設問のそれぞれの項目について、最も近いものに○をつけてください。



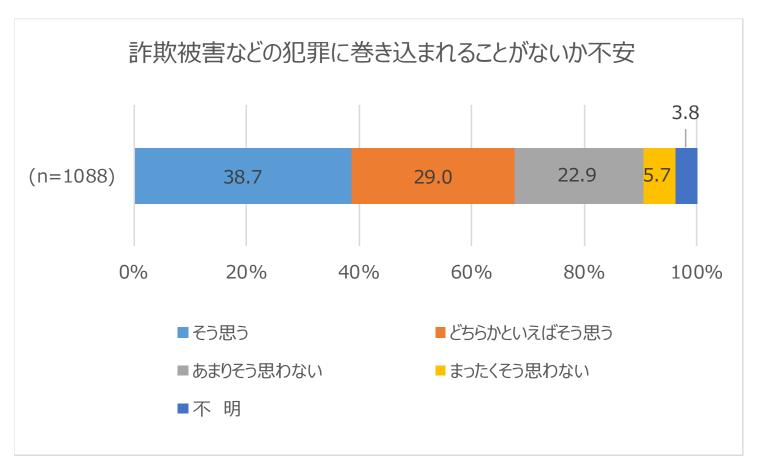
- これまで、市役所の本庁や支所に出向いていただき行っていた証明書の発行や申請手続きは、今後、デジタル技術の活用により、順次、窓口に出向かなくても、パソコンやスマートフォンで申請等ができるようになることが想定されます。このことについて、以下の設問のそれぞれの項目について、最も近いものに○をつけてください。
- ⇒8割近くの人が、格差の拡大を不安視している。



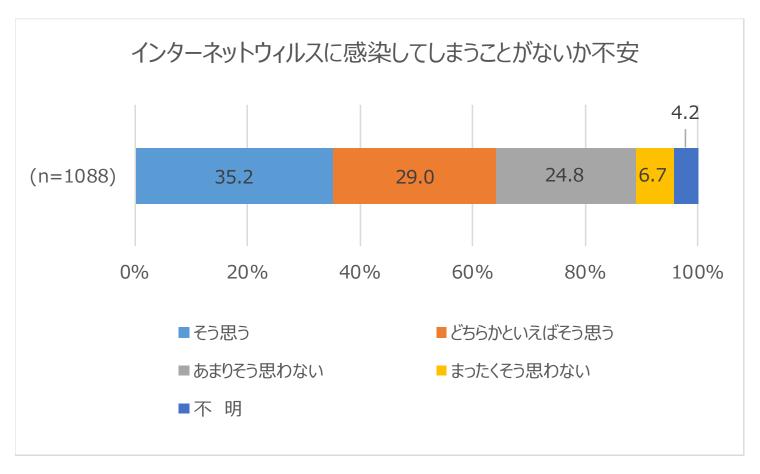
- これまで、市役所の本庁や支所に出向いていただき行っていた証明書の発行や申請手続きは、今後、デジタル技術の活用により、順次、窓口に出向かなくても、パソコンやスマートフォンで申請等ができるようになることが想定されます。このことについて、以下の設問のそれぞれの項目について、最も近いものに○をつけてください。
- ⇒8割近くの人が、情報漏洩を不安視している。



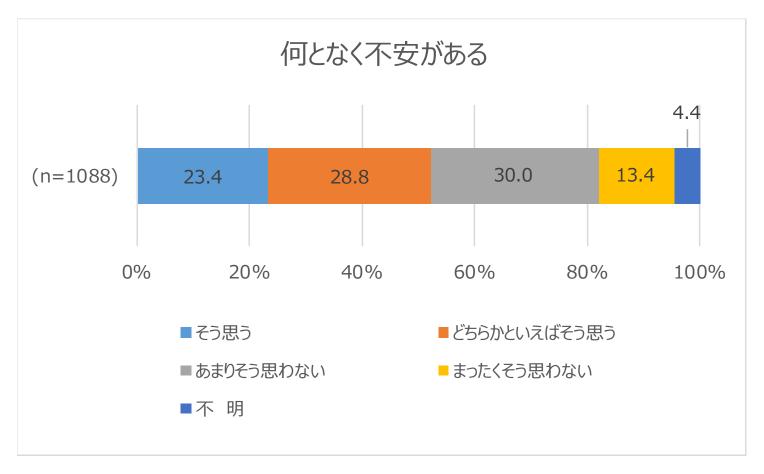
- これまで、市役所の本庁や支所に出向いていただき行っていた証明書の発行や申請手続きは、今後、デジタル技術の活用により、順次、窓口に出向かなくても、パソコンやスマートフォンで申請等ができるようになることが想定されます。このことについて、以下の設問のそれぞれの項目について、最も近いものに○をつけてください。
- ⇒7割近くの人が、詐欺被害等の犯罪に巻き込まれることを不安視している。



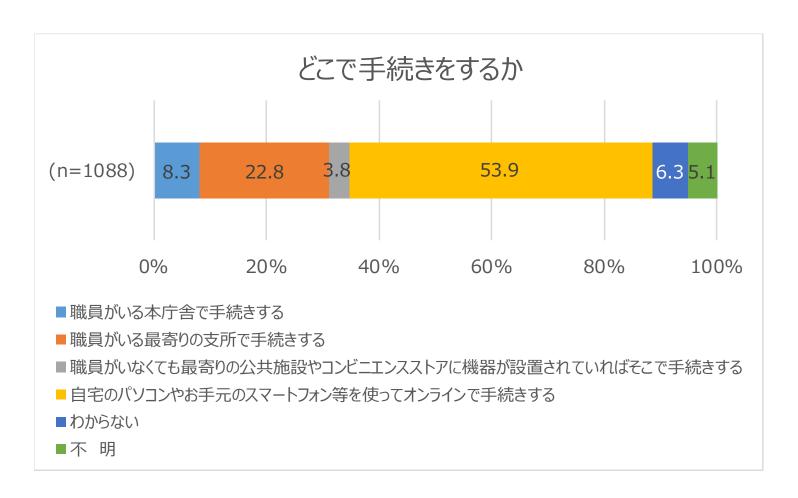
- これまで、市役所の本庁や支所に出向いていただき行っていた証明書の発行や申請手続きは、今後、デジタル技術の活用により、順次、窓口に出向かなくても、パソコンやスマートフォンで申請等ができるようになることが想定されます。このことについて、以下の設問のそれぞれの項目について、最も近いものに○をつけてください。
- ⇒6割近くの人が、インターネットウイルスへの感染を不安視している。



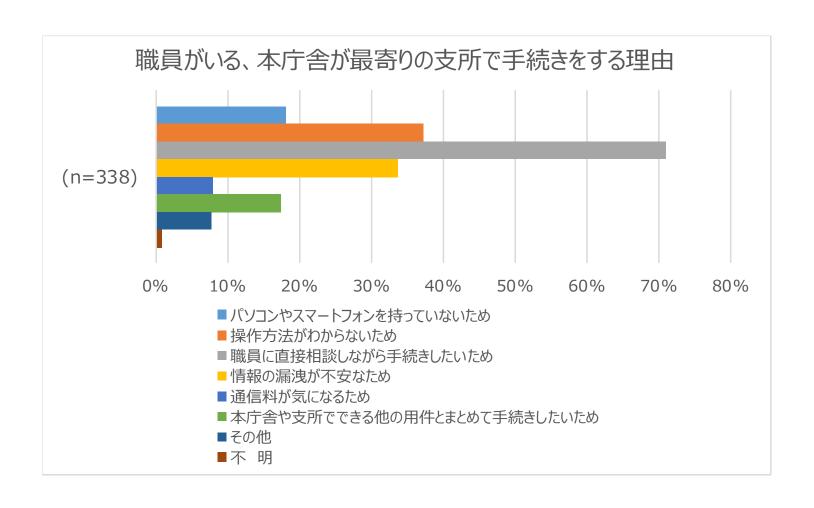
- これまで、市役所の本庁や支所に出向いていただき行っていた証明書の発行や申請手続きは、今後、デジタル技術の活用により、順次、窓口に出向かなくても、パソコンやスマートフォンで申請等ができるようになることが想定されます。このことについて、以下の設問のそれぞれの項目について、最も近いものに○をつけてください。
- ⇒8割近くの人が、情報漏洩を不安視している。



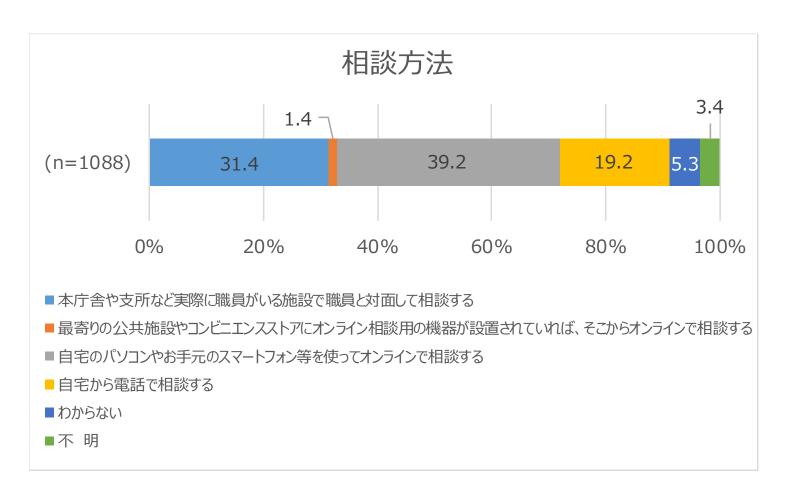
- 本庁舎や支所を訪れなくても、オンライン上から様々な手続きをできるようになったとき、あなたはどこで手続きをすると思いますか。(1つに〇)
- ⇒手元の機器から手続きする人が5割を超えるが、職員がいる本庁舎または支所で手続きする人も3割程度いる。



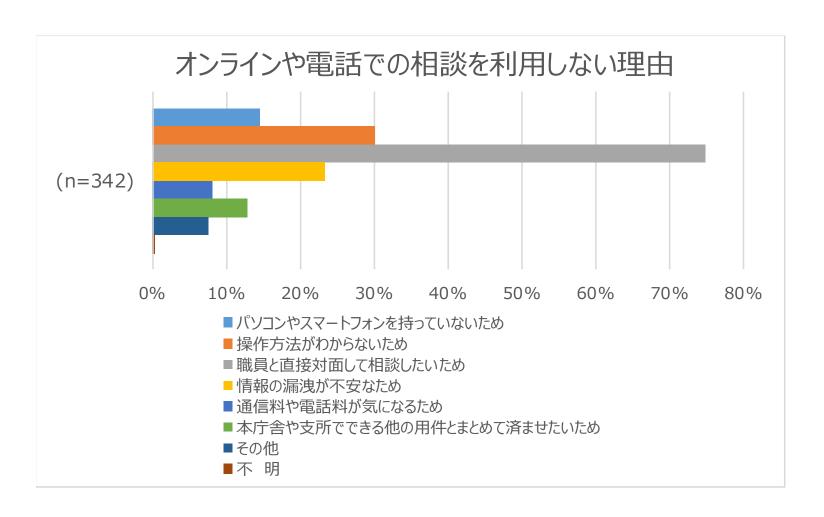
- 質問13で、1、2のどれかを選んだ人にお聞きします。そのように考えたのはなぜですか。(あてはまるものすべてに○)
- ⇒職員がいる施設を訪れる人の7割以上は、「職員と直接相談しながら手続きしたい」と考えている。



- 様々な相談について、オンラインでも可能となった場合に、あなたはどこでどのように相談すると思いますか。(1つに〇)
- ⇒手元の機器もしくは電話で相談する人が 6 割近くおり、手続きよりも割合が高くなる。
- ⇒職員がいる本庁舎または支所で相談する人も3割程度おり、手続きと同程度の割合。

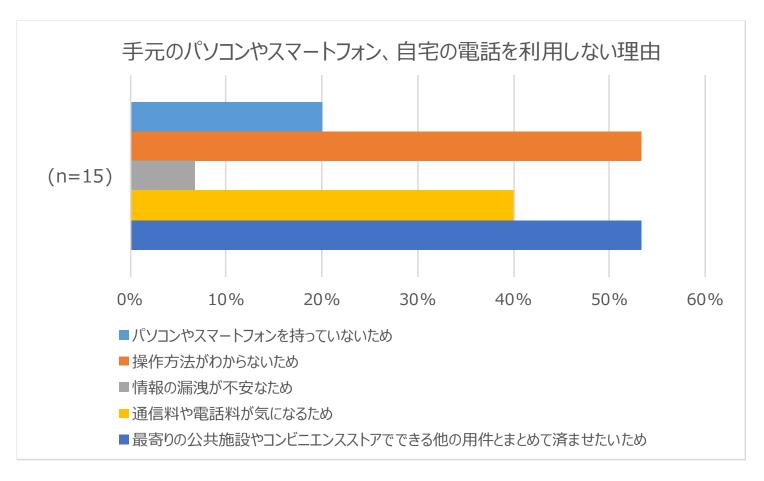


- 質問15で「1. 本庁舎や支所など実際に職員がいる施設で職員と対面して相談する」を選んだ人にお聞きします。 オンラインや電話での相談を利用しないのはなぜですか。(あてはまるものすべてに〇)
- ⇒職員がいる施設を訪れる人の7割以上は、「職員と直接相談しながら手続きしたい」と考えている。



• 質問 1 5 で「2. 最寄りの公共施設やコンビニエンスストアにオンライン相談用の機器が設置されていれば、そこからオンラインで相談する」を選んだ人にお聞きします。お手元のパソコンやスマートフォン、自宅の電話を利用しないのはなぜですか。(あてはまるものすべてに〇)

⇒手元の機器を使わないが、職員のいない施設を利用する人では、「操作方法がわからない」や「ほかの要件とまとめて済ませたい」という理由が 5 割を超える。



## アンケート調査のまとめ

#### 【アンケート調査結果の概要】

- 本庁舎や支所を訪れる人の要件としては、戸籍等に関するものが最も多く、2番目以降の要件として属性に応じたものが増えている。
- 庁舎におけるサービスについては、書類の記入が1度ですむこと、本庁舎以外で用件を終えられること、窓口が1つですむこと、窓口で待たないこと、の重要度が相対的に高い。
- スマートフォンの所有率は8割を超える。いずれの機器も持っていない人は10%を下回っており、必要性を感じていないという理由から今後も利用しない意向の人が多い。
- 窓口サービスのオンライン化により、都合の良い時間や場所で行政サービスを利用できる、市役所に行く必要がなくなることを期待する人は9割近く。手続きがオンラインで完結すると考える人も8割近くいる。
- 手元の機器から手続きをする人は5割を超え、相談をする人は電話を合わせると6割近くになる。一方で、職員がいる施設を訪れる人も3割程度おり、その人は「職員に直接相談したい」と考えている。

#### 【今後の検討方針】

- 属性に応じた傾向を深堀するため、各設問について、①年齢、②地区、③本庁舎訪問の用件(1番目)、④所持している機器、⑤支所訪問の用件(1番目)の5軸でクロス集計を行う。
  - 一年齢が低い人ほどスマートフォンを持っている、戸籍等に関するもので庁舎を訪れている人はオンライン利用意向が 高い、など

#### 市役所のあり方・機能等に関する<mark>職員アンケート</mark>への協力について

#### 1 目的

- (1) 各職員の現在の働き方等を把握し、今後のあるべき姿の検討につなげる。
- (2)特に、デジタル技術を活用した新しい働き方は、新庁舎の面積と密接にかかわることから、本庁・支所・自宅等働く場所を含めた職員の意向について本アンケートにより把握する。
  - ※本アンケート結果については、庁内WGでの検討に活用

#### 2 実施方法等

- (1) 対象勤務先
  - ・別紙(対象課一覧)のとおり。
- (2)対象職員
  - ・原則、「(1)対象勤務先」に属するすべての職員を対象とする。ただし、 休職等により一定の期間勤務していない職員、会計年度任用職員、任期付 職員、及び委託職員は対象外とする。
- (3) 実施方法
  - ・回答は、情報系端末の割り当てのない職員を考慮し、インターネット方式 (WEB 入力方式)とする。
  - ※個人の情報端末(スマートフォン、タブレット、PC)からも回答可
- 3 実施期間(予定)

令和4年6月21日(火)~7月4日(月)

- 4 設問設定状況
  - (1)基本情報について
    - ・所属、業務種別、現在の個人の状況
  - (2) 現在の働き方について
    - ・自席の保有状況、業務の性質・対応相手・対応場所
  - (3) テレワークについて
    - ・現在の実施状況・課題、今後の実施意向
  - (4) 将来のオフィススペースについて
    - ・ペーパーレス・固定席を持たない働き方に対する課題

※公共施設再編検討特別委員会 資料4令和4年6月28日

# ○庁舎整備検討委員会の今後のテーマ及び進め方について(予定)

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
月日	R4. 5. 23	R4.7月上旬	R4. 7月中旬	R4. 7月下旬	R4.8月上旬	R4.8月下旬
テーマ	_	市民アンケート	行政DXに伴う 今後の市役所機能	職員アンケート	地域防災	中間とりまとめ
	・諮問書について ・これまでの検討経過	・特別委員会の状況報告				
内容 (予定)		・市民アンケート結果① 1)市役所利用状況 2)インターネット 利用状況 3)デジタル化を踏まえた 今後の来庁意向	<ul><li>・本市デジタル化の進捗</li><li>・市民アンケート結果②</li><li>1) デジタル化を踏まえ</li><li>今後市役所に求められる機能とは</li></ul>	・職員アンケート結果 1) 現在の働き方 2) 将来の働き方 3) デジタル技術活用 による リモートワーク、 サテライトワーク	・デジタル化を踏まえた 機能配置 1)防災機能の適切な配置 ・比較表①	・庁内WG検討状況中間 とりまとめ 1)窓口のあり方 2)職員の働き方 ・目標面積の設定 ・比較表②